

外国人に対する日本語教育について （資料・データ集）

文化庁

平成24年7月



目次

【1. 日本語教育の推進にあたっての基本的な考え方について】

- ・ 外国人登録者数の推移について…………… 1 ページ
- ・ 国籍（出身地）別 在留資格（在留目的）別 外国人登録者数について…… 2 ページ
- ・ 外国人に対する日本語教育の現状について…………… 3 ページ
- ・ 日本語教育の推進に関する各種提言等について…………… 4 ページ
- ・ 日本語教育に関する法律等の規定について…………… 18 ページ
- ・ 日本語教育の必要性等に関する調査結果について…………… 22 ページ
- ・ 国・都道府県・市町村における役割分担について…………… 25 ページ
- ・ 国内における日本語学習者の多様性について…………… 27 ページ
- ・ 「外国人との共生社会」実現検討会議について…………… 30 ページ

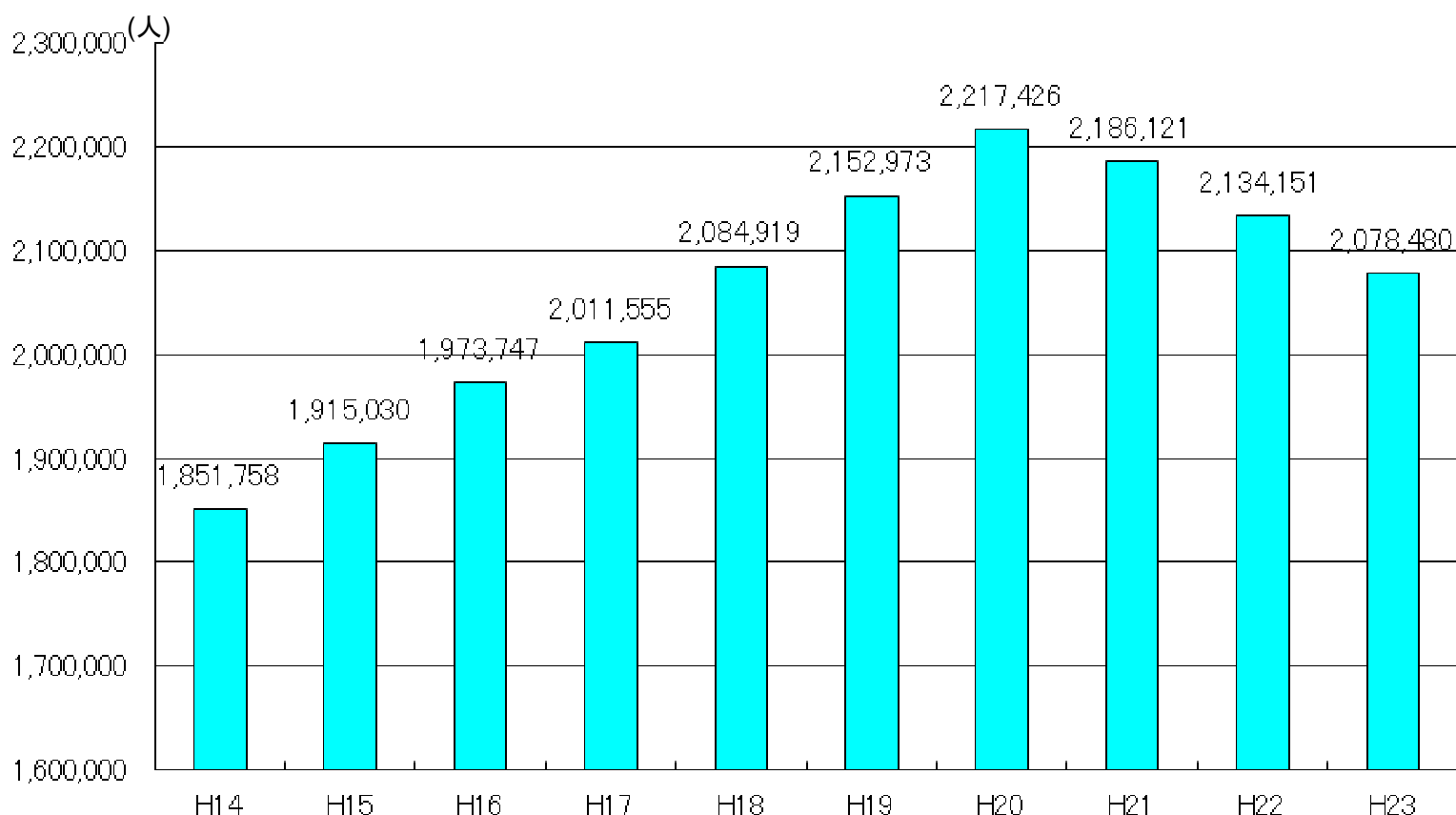
【2. 日本語教育の推進にあたっての個別の課題について】

- ・ 地域における日本語教育の推進体制の整備について…………… 33 ページ
- ・ 日本語教育の内容及び方法について…………… 35 ページ
- ・ 日本語教育に携わる人材の育成について…………… 38 ページ
- ・ 日本語教育に関する調査研究について…………… 41 ページ
- ・ 日本語教育を推進するにあたっての連携・協力体制の整備について…… 42 ページ
- ・ 国外における日本語教育の推進について…………… 45 ページ



外国人登録者数の推移について

○外国人登録者数は、約207万人。
我が国総人口の1.63パーセントを占める。



国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

国籍 (出身地)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)
総数	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,480
中国	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741	606,889	655,377	680,518	687,156	674,871
構成比(%)	20.4	21.5	22.0	23.8	27.0	29.2	31.5	32.7	33.1	32.5
韓国・朝鮮	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219	593,489	589,239	578,495	565,989	545,397
構成比(%)	30.0	28.5	27.4	27.4	28.8	28.6	28.3	27.8	27.2	26.2
ブラジル	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979	316,967	312,582	267,456	230,552	210,032
構成比(%)	12.9	12.8	12.9	13.8	15.1	15.2	15.0	12.9	11.1	10.1
フィリピン	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488	202,592	210,617	211,716	210,181	209,373
構成比(%)	8.1	8.6	9.0	8.6	9.3	9.7	10.1	10.2	10.1	10.1
ペルー	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721	59,696	59,723	57,464	54,636	52,842
構成比(%)	2.5	2.5	2.5	2.6	2.8	2.9	2.9	2.8	2.6	2.5
米国	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321	51,851	52,683	52,149	50,667	49,815
構成比(%)	2.3	2.2	2.2	2.3	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4
その他	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450	321,489	337,205	338,323	334,970	336,150
構成比(%)	12.7	12.9	13.0	13.6	14.9	15.5	16.2	16.3	16.1	16.2

※法務省調べ



国籍（出身地）別 在留資格（在留目的）別 外国人登録者数について

（平成23年末現在。法務省調べ。）

※青色は各国籍・出身において外国人登録者数が多い在留資格上位3位までを示す。

国籍(出身地)	総数	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	ベトナム	タイ	インドネシア	インド	その他
総数	2,078,508	674,879	45,401	210,032	209,376	52,843	49,815	44,690	42,750	24,660	21,501	202,561
(総数に占める割合)	-	32.5%	26.2%	10.1%	10.1%	2.5%	2.4%	2.2%	2.1%	1.2%	1.0%	9.7%
永住者	598,440	184,216	60,262	119,748	99,604	33,307	13,690	10,361	16,055	4,337	3,697	53,163
(各国籍・出身に占める割合)	28.8%	27.3%	11.0%	57.0%	47.6%	63.0%	27.5%	23.2%	37.6%	17.6%	17.2%	26.2%
特別永住者	389,085	2,597	385,232	21	44	4	616	-	10	8	4	549
(各国籍・出身に占める割合)	18.7%	0.4%	70.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
留学	188,605	127,435	21,678	322	677	91	2,527	5,767	3,315	2,791	685	23,317
(各国籍・出身に占める割合)	9.1%	18.9%	4.0%	0.2%	0.3%	0.2%	5.1%	12.9%	7.8%	11.3%	3.2%	11.5%
日本人の配偶者等	181,617	51,184	18,780	23,921	38,249	2,947	8,679	1,778	8,549	2,473	400	24,657
(各国籍・出身に占める割合)	8.7%	7.6%	3.4%	11.4%	18.3%	5.6%	17.4%	4.0%	20.0%	10.0%	1.9%	12.2%
定住者	177,983	30,498	8,288	62,077	39,331	13,496	1,420	5,726	3,875	1,756	400	11,116
(各国籍・出身に占める割合)	8.6%	4.5%	1.5%	29.6%	18.8%	25.5%	2.9%	12.8%	9.1%	7.1%	1.9%	5.5%
家族滞在	119,359	61,481	16,750	358	2,226	34	4,586	1,859	623	1,952	5,352	24,138
(各国籍・出身に占める割合)	5.7%	9.1%	3.1%	0.2%	1.1%	0.1%	9.2%	4.2%	1.5%	7.9%	24.9%	11.9%
技能実習2号口 ※1	76,770	60,418	-	-	4,564	12	-	6,553	1	4,514	-	708
(各国籍・出身に占める割合)	3.7%	9.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	14.7%	0.0%	18.3%	0.0%	0.3%
人文知識・国際業務	67,854	34,446	9,166	73	920	12	6,091	639	459	297	741	15,010
(各国籍・出身に占める割合)	3.3%	5.1%	1.7%	0.0%	0.4%	0.0%	12.2%	1.4%	1.1%	1.2%	3.4%	7.4%
技能実習1号口 ※1	58,187	43,288	-	-	2,925	14	-	6,125	1,086	3,943	-	806
(各国籍・出身に占める割合)	2.8%	6.4%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	13.7%	2.5%	16.0%	0.0%	0.4%
技術 ※2	42,634	22,486	5,828	46	1,923	12	764	2,382	254	542	3,175	5,222
(各国籍・出身に占める割合)	2.1%	3.3%	1.1%	0.0%	0.9%	0.0%	1.5%	5.3%	0.6%	2.2%	14.8%	2.6%
技能 ※3	31,751	17,657	1,421	52	302	23	111	168	1,003	185	3,586	7,243
(各国籍・出身に占める割合)	1.5%	2.6%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.4%	2.3%	0.8%	16.7%	3.6%
短期滞在	23,978	5,179	2,307	320	4,290	1,107	596	156	842	290	481	8,410
(各国籍・出身に占める割合)	1.2%	0.8%	0.4%	0.2%	2.0%	2.1%	1.2%	0.3%	2.0%	1.2%	2.2%	4.2%
特定活動	22,751	5,374	4,444	114	2,372	150	118	378	2,287	986	251	6,277
(各国籍・出身に占める割合)	1.1%	0.8%	0.8%	0.1%	1.1%	0.3%	0.2%	0.8%	5.3%	4.0%	1.2%	3.1%
永住者の配偶者等	21,647	8,078	2,523	2,043	3,347	1,313	203	848	521	155	210	2,406
(各国籍・出身に占める割合)	1.0%	1.2%	0.5%	1.0%	1.6%	2.5%	0.4%	1.9%	1.2%	0.6%	1.0%	1.2%
その他	106,952	20,542	8,722	1,371	15,264	1,578	11,128	2,484	5,679	2,707	3,251	34,226
(各国籍・出身に占める割合)	5.1%	3.0%	1.6%	0.7%	7.3%	3.0%	22.3%	5.6%	13.3%	11.0%	15.1%	16.9%

※1…「技能実習2号口」「技能実習2号イ」法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の習得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動。「1号」は「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」,「2号」は「技能実習1号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動」を行う。

※2…「技術」本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動。

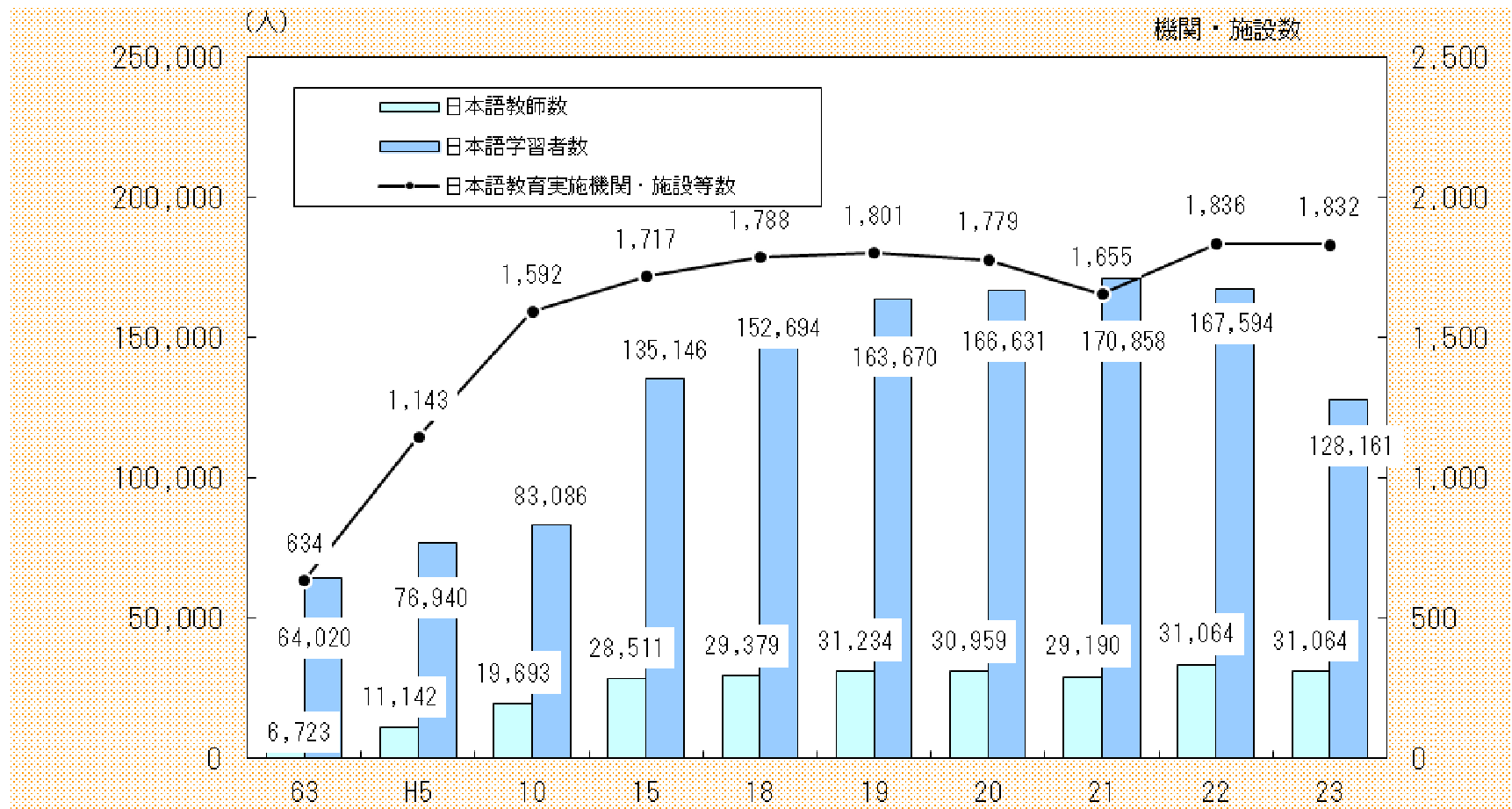
※3…「技能」本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動。



外国人に対する日本語教育の現状について

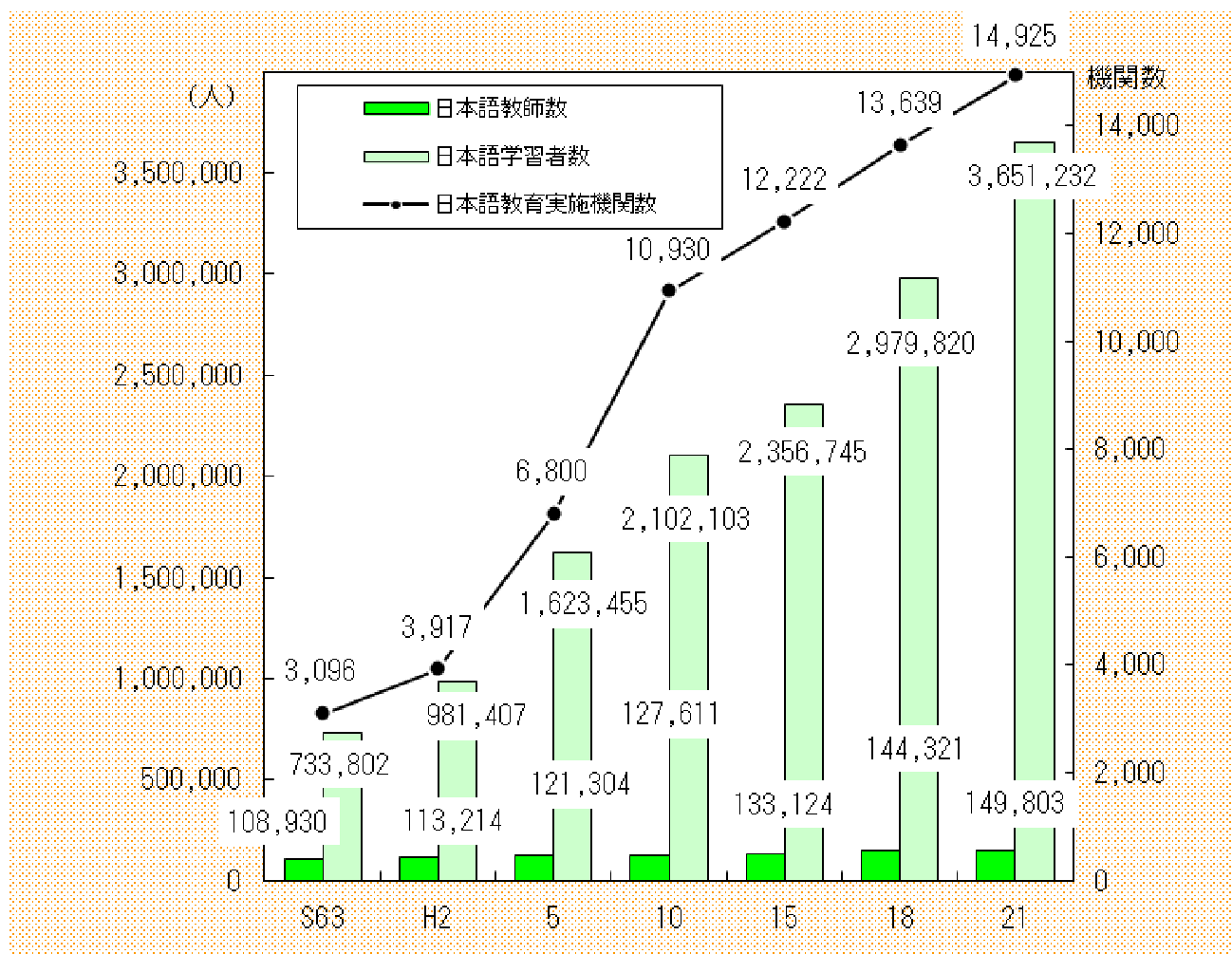
国内の推移

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」



海外の推移

※出典：(独)国際交流基金「海外日本語教育機関調査」





日本語教育の推進に関する各種提言等について

	日付	提言等名
(1)	平成18年3月	多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～ (総務省)
(2)	平成18年3月27日	地域における多文化共生推進プラン (総務省)
(3)	平成18年12月25日	「生活者としての外国人」に関する総合的対応策 (外国人労働者問題関係省庁連絡会議)
(4)	平成19年3月	多文化共生の推進に関する研究会報告書2007 (総務省)
(5)	平成20年1月28日	国語分科会日本語教育小委員会における審議について—今後検討すべき日本語教育の課題— (文化審議会国語分科会)
(6)	平成20年7月29日	「留学生30万人計画」骨子 (文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、 経済産業省、国土交通省)
(7)	平成22年1月	今後の出入国管理行政の在り方 (第5次出入国管理政策懇談会)
(8)	平成22年3月	第4次出入国管理基本計画 (法務省)
(9)	平成22年8月31日	日系定住外国人施策に関する基本指針 (日系定住外国人施策推進会議)
(10)	平成23年3月31日	日系定住外国人施策に関する行動計画 (日系定住外国人施策推進会議)
(11)	平成24年1月31日	国語分科会で今後取り組むべき課題について(問題点整理小委員会における「意見のまとめ」) (文化審議会国語分科会)



日本語教育の推進に関する各種提言等について（1）

多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～

【平成18年3月 総務省】

第1章 総論

4. 外国人住民を取り巻く課題

日本政府が1980年前後に「国際人権規約」を批准し、「難民の地位に関する条約」に加入したことによって、社会保障の分野を中心とする内外人平等が一定程度実現したものの、生活者としての外国人住民は、今日なお数多くの困難を抱えている。

外国人住民を取り巻く課題としては、まず言語の問題がある。特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じている。文化や習慣等のちがいによる生活上の困難も大きい。さらに、日本の行政の仕組みや地域にかかわる情報や知識が不足しているために、日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多い。

次に、外国人住民は定住化の傾向を示しているが、定住生活の上で必要となる基本的な条件が十分に日本の社会システムの中に整っていないことが問題としてあげられる。例えば、外国人住民の中には健康保険に未加入の者も多く、医療の問題が深刻である。また、在住外国人の増加によって外国人の子どもも増えており、教育現場では様々な課題が生じている。

その他にも、地域社会での交流機会が不足し孤立するという問題がある。また、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくない。住居や仕事を探す外国人住民に対する差別の問題、在日韓国・朝鮮人における高齢者福祉や介護等社会保障の問題、外国にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題や外国人住民の社会参画の問題も指摘されている。

以上のように、外国人住民の増加と定住化の進展に伴い、行政が直面するニーズは多様化・複雑化しており、これまでの施策では十分とはいえない現状にある。

5. 地域における多文化共生推進の必要性

外国人の定住化が進む現在、外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず、生活者・地域住民として認識する視点が日本社会には求められており、外国人住民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要である。すなわち、従来の外国人支援の視点を超えて、新しい地域社会のあり方として、国籍や民族のちがいを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増しているのである。

前述のように、今後、日本の総人口は急速に減少していくことが予想される。グローバル化の進展により、人の国際移動がますます活発になる中で、社会の活力を維持するためには、外国人を含めた全ての人々が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であり、地域において多文化共生を推進する必要性はより一層高まることとなろう。

そこで、本研究会においては、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、その推進について検討を行った。

なお、この定義からもわかるとおり、多文化共生を推進していくためには、日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるという認識をもつことが大切である。

6. 地方自治体が多文化共生施策を推進する意義

外国人の出入国に関する行政は国の所管であり、外国人をどのような形態で日本社会に受け入れるかについての基本的なスタンスの決定は、国が第一義的な責務を有している。

しかし、いったん入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方自治体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きい。

地方自治体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致する。

また、世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる。

さらに、多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる上に、多様な文化的背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなる。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（２）

地域における多文化共生推進プラン 【平成18年3月27日 総務省】

2. 地域における多文化共生施策の基本的な考え方

地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。

その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること。

(1) コミュニケーション支援

特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策には次のようなものがあるが、指針等においては、具体的な施策について、推進体制の整備を含め、記述すること。

(1) コミュニケーション支援

② 日本語及び日本社会に関する学習支援

イ. 日本語及び日本社会に関する学習機会の提供

オリエンテーションの実施後も、外国人住民が継続的に日本語及び日本社会を学習するための機会の提供を行うこと。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（3）

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策

【平成18年12月25日 外国人労働者問題関係省庁連絡会議】

1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

外国人は、言葉や、文化・習慣の違い等から、地域社会になじめなかったり、軋轢・衝突が生じている場合も少なくない。そのため、住宅への入居が制限される例も見られる。また、行政・生活情報の提供は日本語によるものが主であることから、必要な公共サービスを受けられないといった問題があるほか、災害発生時における特別な支援の必要性も高まりつつある。

このため、日本語教育の充実、外国語による情報・サービスの提供、住宅への入居支援等を推進する。あわせて地方自治体における多文化共生のための取組を推進すること等により、外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進する。

【対策】

(1) 日本語教育の充実

地域の日本語教育の充実を図るため、平成18年度より人材育成、日本語教室の設置運営、教材作成、連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。この成果を、好事例として普及し、また、施策への反映等を図る。

日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。（外国人の生活環境適応加速プログラム）



日本語教育の推進に関する各種提言等について（４）

多文化共生の推進に関する研究会報告書2007【平成19年3月 総務省】

1/2

2. コミュニケーション支援のあり方

(1) 地域における情報の多言語化推進の具体策

①現状

各種行政情報の多言語化のニーズを受けて、外国人住民が多い地域では、多言語による生活ガイドブックを作成し、外国人登録時に配布している市町村が多い。しかし、ガイドブック等を手渡しするのみで、職員の語学力の制約等により、健康保険や児童生徒の就学手続等の諸手続についての案内が不十分な市町村もある。

②今後必要な取組

昨年度の報告書では、地域における情報の多言語化に関して、今後必要な取組として、以下の5つを指摘している。

A. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

地域における情報の多言語化として、まず必要となるのが、多様な言語・多様なメディアによる行政・生活情報の提供である。いくら熱心に外国人住民施策に取り組んでも、外国人住民への的確に情報が伝わらないと意味がないことから、住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行う。

多様な言語による情報提供に当たっては、各地方自治体の外国人住民の構成を勘案し、適切な言語による対応を行う必要がある。また、ふりがなをふる、理解しやすい表現に置き換える等、日本語での表記についても多様な住民の存在に配慮した工夫が求められる。

また、多様な言語による情報の提供に関しては、効果的な流通ルートを確保することが重要である。地方自治体の窓口のみならず、図書館や公民館のようなコミュニティ施設や、日本語教室等を通じた情報の提供が効果的である。

多様なメディアによる情報提供に当たっては、広報紙を始めとして、コミュニティFMやエスニック・メディアの活用、インターネットや携帯電話の活用も有効である。

B. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成

C. NPO等との連携による多言語情報の提供

D. 地域の外国人住民の相談員等としての活用

E. JETプログラムの国際交流員(CIR)の活用等

以上に加えて、次のような取組も重要である。

F. 行政情報の多言語化の計画的な取組

G. 通訳・翻訳サービスの充実

需要が大きい言語から取り組み、少数言語の対応は、地域国際化協会等やNPOと連携して行う。日本語によるコミュニケーションが困難な外国人住民にとって、生活に必要な情報を取得し、また、必要な事項を地方自治体、地域の関係機関等に的確に伝えるためには、異なる言語間のコミュニケーションを容易にする通訳・翻訳サービスが必要不可欠であり、その量的質的充実を図る。特に、医療、教育、福祉、雇用等のような専門性の高い分野においては、専門用語や制度・システムの知識、通訳スキル等が必要であることから、適正な通訳・翻訳人材育成プログラムと、それに基づいた通訳・翻訳サービスの充実が望まれる。

H. 外国人住民によるサポートの推進

I. 企業等を含めた地域社会全体による多言語化の推進



日本語教育の推進に関する各種提言等について（４）

多文化共生の推進に関する研究会報告書2007【平成19年3月 総務省】

2/2

2. コミュニケーション支援のあり方

(2) 日本語及び日本社会に関する学習支援の具体策

①現状

現在、外国人住民にとっての日本語学習の機会は、高額の学費を払って通う日本語学校か、ボランティアが運営する週1、2回程度の日本語教室ぐらいしか選択肢が用意されていない地域が多い。地域国際化協会等や地方自治体の生涯学習担当課等が日本語教室を主催している例はあるが、学習者のニーズに即した日本語学習の機会は質・量ともに不足しているといえよう。

②今後必要な取組

昨年度の当研究会報告書では、地方自治体において検討すべき取組として以下の2つを指摘した。

A. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施

外国人登録時等の機会を利用し、外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。

B. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供

上記オリエンテーションの実施後も、外国人住民が継続的に日本語および日本社会を学習するための機会の提供を行う。

また、国において検討すべき取組として、以下の3つを指摘した。

C. 日本語および日本社会に関する学習の支援

近年急増しているニューカマーは、滞在が結果として長期にわたることも少なくない。諸外国の中には、外国人の受入れに当たり、国レベルで語学、文化・歴史等のオリエンテーションを行っている国もある。例えばドイツでは、2004年に移住者法が制定され、外国人のためのドイツ語講座を国の財政的な負担により実施している。日本においても、地方自治体の取組に任せるだけでなく、出入国政策と連動した形での入国時および入国後の日本語および日本社会に関する学習支援施策のあり方を、国の責任において検討すべきである。

D. 国の関係機関等のノウハウの活用

中国帰国者やインドシナ難民については、来日後、中国帰国者定着促進センター等の国の機関で日本語教育や社会適応のための生活指導等を受けるプログラムが実施されてきた。こうしたセンター等には、日本に定住することになる日本語を母語としない人々に対する日本語教育のノウハウが蓄積されていることから、ニューカマーに対する日本語教育にも、今後これらの活用を検討すべきである。

E. 永住許可取得時の日本語能力の考慮

近年は永住資格を取得する者が急増しているが、永住許可にあたっては、日本語によるコミュニケーション能力を考慮することについて検討する必要がある。その際には、高齢者等、日本語の習得が困難な状況にある申請者の存在にも留意する必要がある。

以上に加えて、次のような取組も重要であろう。

F. 国における取組

現状では、十分な日本語学習の機会を持ってない外国人住民も多い。定住外国人に対する日本語及び日本社会に関する学習に関して、地方自治体や企業、NPO等民間団体と連携して、計画的、総合的に推進する体制整備を、諸外国の制度も参考に検討する。

G. 地方自治体における取組

日本語学習に関わる支援は、国が中心となって教材開発、人材育成等の計画を整備するのが望ましいが、地方自治体においては、例えば、公民館等が主催する生涯学習メニューの中に「日本語学習」を入れることが有益であろう。

H. 地方自治体と企業が連携した取組

地方自治体が商工会議所や商工会等地域経済団体と連携し、外国人を受け入れた企業に対して、日本語学習機会の提供に加え、職場の安全管理や、社会のルール（交通ルール、ゴミ出し等）やマナー等、地域生活面も含めた対応を呼びかけることも考えられる。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（５）

国語分科会日本語教育小委員会における審議について—今後検討すべき日本語教育の課題—

【平成20年1月28日 文化審議会国語分科会】1／2

<はじめに>

近年、国境を越えた人の移動が容易となり、世界的な規模で人材の活用が盛んになっている。厚生労働省・外国人雇用状況報告によれば、我が国においても平成18年6月現在の外国人労働者数が、平成8年6月現在と比較して約2.5倍（39万人）となっている。また、我が国に在住する外国人は、その家族とともに定住する傾向にあり、外国人を地域社会の一員としてとらえ、「多文化共生社会」の実現に向けた取組を進める自治体も増えている。共生に向けた取組の中で喫緊の課題となっているのが、日本語によるコミュニケーションであり、平成18年3月に発表された総務省の「多文化共生推進プログラム」の提言においても、コミュニケーション支援の必要性が重要な課題の第一に取り上げられている。さらに、平成18年12月には政府の外国人労働者問題関係省庁連絡会議が「生活者としての外国人」に関する総合的対策を発表し、定住外国人に対する日本語教育の充実及び外国人児童に対する日本語教育の強化が検討すべき課題として取り上げられている。

平成12年に国語審議会は「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申し、広く国際化時代の日本語についての在り方を示した。しかし、来日した外国人を一時滞在者として各地でそれぞれが対応するばかりでなく、我が国を構成する生活者の一員としてとらえた総合的な施策の展開が必要となるなど、ここ数年で日本社会の国際化は我々の日常生活にまで進み、状況は大きく変化した。このような変化を踏まえ、文化審議会国語分科会は、平成19年7月25日に日本語教育小委員会を設置し、現在の日本語教育をめぐる諸課題について検討することとし、まずはそれらの課題を明らかにすることを目指して、関係者へのヒアリングと審議を重ねた。

I 多文化社会における日本語と日本語教育

1 国内に在住する外国人の現状について

平成18年末現在における外国人登録者数は208万人で、10年前の1.5倍に増加している。この数は我が国の総人口1億2,777万人の1.63%に当たり、その割合は年々上昇している。我が国の総人口と外国人登録者数を10年間の伸び率で比較してみると、我が国の総人口の伸び率は1.5%であるのに対し、外国人登録者数の伸び率は、47.3%とはるかに高い（法務省調べ）。

国籍（出身地）別の内訳を見ると、韓国・朝鮮の60万人（28.7%）、中国の56万人（26.9%）、フィリピンの19万人（9.3%）をはじめとするアジア地域が73.9%、ブラジルの31万人（15.0%）、ペルーの6万人（2.8%）をはじめとする南米地域が18.6%を占めている。10年前との比較では、韓国・朝鮮が約1割減少する一方で、中国は約2.4倍に、フィリピンが2.3倍に、ブラジルが1.5倍にそれぞれ増加しており、これまで我が国に在住する外国人の中心であった韓国・朝鮮以外の外国人の増加が進み、その構成が変化している。

在留資格別では、「特別永住者」（44万人）、「一般永住者」（39万人）、「定住者」（27万人）及び「日本人の配偶者等」（26万人）で全体の65.6%を占めている。なかでも「一般永住者」と「定住者」の数は10年前と比較して増加し、「一般永住者」は5.5倍に、「定住者」は1.6倍となっており、外国人の定住化の傾向がうかがえる。また、全体に占める割合は大きくないが、10年前と比較して、際だって増加しているのは、「研修」で3.4倍（7万人）となっている。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（５）

国語分科会日本語教育小委員会における審議について—今後検討すべき日本語教育の課題—

【平成20年1月28日 文化審議会国語分科会】2/2

2 外国人の社会参加と日本語

国境を越えた人の移動と定住化の傾向が進み、先進国を中心とする世界各国で文化的背景の多様な住民による共生社会構築のための取組が行われている。近年、我が国では言語・文化的背景の多様な住民が増加し、社会の多様な層へ広がりつつある。このような状況においては、長い歴史の中で培われてきた日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、各人が互いに異なる文化や考え方を学び、尊重し合う社会を実現するため、言語・文化の多様性を尊重する社会を作ることが必要である。

一方、我が国においては、日本文化の基盤を成す日本語が多文化共生のためのコミュニケーションの手段にもなっている。この現実を踏まえ、言語・文化の相互尊重を前提としつつも外国人の我が国における社会参加が促進されるよう、多様な背景を持つ住民間の相互理解や共同参画意識を向上させるための共通語としての日本語の普及及び学習の促進を行うことが求められている。

3 多文化社会に対応した日本語教育

言語・文化的背景の多様な人々が、共通語である日本語を通して築く社会では、社会参加に最低限必要な日本語能力を習得するための学習環境の整備と学習機会の提供が必要である。特に、我が国に暮らすすべての人が、健康かつ安全に生活するために必要な日本語教育の内容を検討するとともに、学習機会提供のための仕組みが整備されなければならない。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（6）

「留学生30万人計画」骨子

【平成20年7月29日 文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省】

趣旨

- ① 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。その際、高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。
また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。
- ② このため、我が国への留学についての関心を引き起こす動機づけから、入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受入れ、就職など卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に以下の方策を実施し、関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進する。

方策

1. 日本留学への誘い～日本留学の動機づけとワンストップサービスの展開～

- ② 海外の大学等と連携して効率的に日本語教育拠点を増加させることにより、海外における日本語教育を積極的に推進。

2. 入試・入学・入国の入り口の改善～日本留学の円滑化～

- ② 日本留学試験の改善や、日本語能力試験、TOEFL、IELTS などの既存の試験を活用した渡日前入学許可を推進。また、宿舍や奨学金採用など安心して留学するための受入れまでの手続きの渡日前の決定を促進。

3. 大学等のグローバル化の推進～魅力ある大学づくり～

- ③ 交換留学、単位互換、ダブルディグリーなど国際的な大学間の共同・連携や短期留学、サマースクールなどの交流促進、学生の流動性向上、カリキュラムの質的保証などにより大学等の魅力を国際的に向上。
- ⑤ 留学生の受入れや日本人学生の海外留学の推進を図るため、大学等における9月入学を促進。
- ⑥ 留学生受入れのための大学等の専門的な組織体制を強化し、組織的な受入れを充実。

4. 受入れ環境づくり～安心して勉学に専念できる環境への取組～

- ④ 留学生が留学後困らないよう、日本語教育機関・大学等の日本語教育担当部署をはじめとした国内の日本語教育の充実。

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進～社会のグローバル化～

- ① 大学等の専門的な組織の設置などを通じた留学生の就職支援の取組の強化。
- ③ 企業側の意識改革や受入れ体制の整備を促進。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（7）

今後の出入国管理行政の在り方 【平成22年1月 第5次出入国管理政策懇談会】

第2 経済・社会状況の変化に対応した外国人の円滑・適正な受入れ

3 日系人の受入れの在り方

【検討課題等】

日本政府は、日系人等を始めとする我が国で働き、生活する外国人について、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整えるため、平成18年12月に「生活者としての外国人」に関する総合的対応策を取りまとめており、雇用等の労働環境の問題、不就学児童に対する教育の問題等、様々な行政分野で取り組むべき課題について関係省庁が連携し、地方公共団体も含め政府全体として取り組んでいる。本懇談会としても、この対応策を着実に実施していくことが肝要であると考え。特に、言葉の問題は重要である。我が国で安定した生活を送っていくためには日本語の習得が必須であり、日本語教育の環境整備を含め、政府として、これらの人々の日本語習得、日本語能力向上を強力に推し進めていくべきである。

本格的な人口減少社会を迎えた我が国において、日系人等は我が国社会の活力を支える貴重な存在であり、これら日系人等が日本社会の構成員としての義務を果たし、自立した隣人として、日本人と共に生活していくことが重要である。また、日系人等を社会から孤立させず、共生していくための支援策を講ずるとともに、さらには、日本人と同様に我が国社会で成功し、社会的地位を高めることを可能とするための環境を整備することも重要である。

なお、日系人等に対する生活支援等については、地方公共団体や国ではなく、直接的な受益者である企業が当該支援に係るコストを適切に負担すべきとの意見がある一方、日系人の就労先の多くは零細企業であり、そのコストを負担する体力がないこと、受益者は日本全体であり、日本全体でそのコストを負担していくのが適当であるとの意見もある。

以上の基本的認識を前提として、法務省においては以下の事項について検討していく必要がある。

・日系人等の受入れ要件について

日系人等が自立した隣人として我が国社会で安定した生活を送ることが重要であり、そのような観点から、諸外国の例等も見つつ、受入れの要件等を検討する。

例えば、我が国の公共の負担とならず、自立し、安定した生活を送るためには、就職先や居所が確保されているなど、「独立して生計を営む能力」を有していることが重要で、この点を入国、在留許可等における考慮要素とすることなどが考えられる。また、日本語能力についても、その不足が雇用、教育その他現在顕在化している日系人等に係る様々な問題の大きな要因となっている実情を踏まえ、一定の日本語能力を、日系人等の入国、在留及び永住の許可等における考慮要素とすることが考えられる。なお、日本語能力をこれらの許可等における考慮要素とすることは、客観的にその能力を測る基準等の整備が必要不可欠で、日本語能力の資格、試験の整備も合わせて図っていく必要がある。さらに、既に在留している日系人等に対しては、日本語能力習得のための公的支援も合わせて行っていく必要がある。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（8）

第4次出入国管理基本計画 【平成22年3月 法務省】

Ⅲ 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

1 我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

出入国管理行政においては、これまで、我が国の国際化とグローバル化の進展に対応し、専門的・技術的分野の外国人を始めとする我が国社会が必要とする外国人の円滑な受入れを図り、もって、国民生活の安定と繁栄、我が国社会の国際化の健全な発展に努めてきた。

今日、少子・高齢化の進行とこれに伴う人口減少社会の本格的な到来などを背景に、我が国社会の活力の維持が課題となっている一方、アジア地域各国が高い経済成長を成し遂げる中、これら地域の活力を取り込むという観点から、我が国社会が必要とする外国人の受入れの在り方も、より積極的なものへ展開していくことが求められている。

そこで、これらアジア各国を始めとする諸外国の高度人材や留学生、観光客など、我が国社会に活力をもたらす外国人を強く惹きつけるための施策について、その受入れが我が国の産業や国民生活、治安等に与える影響等に十分に留意しつつ、これら外国人の受入れ環境等の整備のための他の行政分野における施策とも連携し、次のとおり取り組んでいくこととする。

(2) 日系人の受入れ

日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目して、その受入れが認められている日系人は、人手不足の製造業分野の現場作業等に従事するなどし、地域経済を支え、活力をもたらす存在として、これまで我が国の経済発展に貢献するとともに、彼らの受入れを通じ、我が国の地域社会の多文化化、活性化も図られてきたが、その一方で、その異なる文化的背景、習慣・価値観は、日本語能力が不十分であることなどとも相まって、地域社会との間で、少なからず、摩擦、軋轢を生んでいる。特に、平成20年下半期以降、経済情勢が急激に悪化する中で、派遣・請負など不安定な雇用形態で就労する日系人等の雇用、住居、子女の教育等に係る問題がより深刻化している。

関係省庁は連携して、雇用等の労働環境の問題、日系人等の子女に対する教育の問題等、様々な行政分野の課題に取り組んでいるところであるが、日系人が、我が国社会の一員として、その義務を果たしつつ我が国社会で安定した生活を送っていくことが重要であり、出入国管理行政としても、そのような観点から、我が国に入国・在留を希望する日系人、特に、我が国に現に在留する日系人の過度な負担とならないよう留意しつつ、入国・在留の要件の見直し等について検討していく。

また、日系人子女の健全な育成を図り、社会的地位を高める機会を与えるためには、少なくとも初等・前期中等教育の就学年齢にある子女には確実に教育を受けさせることが重要であり、在留期間更新等の審査において就学年齢にある者が不就学であることが判明した場合は、関係機関と連携し、その就学を促進する措置を実施していく。

(6) 外国人の受入れについての国民的議論の活性化

厚生労働省の人口動態統計によれば、平成20年において、出生数（109万1,156人）と死亡数（114万2,407人）の差である自然増加数はマイナス5万1,251人となるなど、人口減少の進行が本格化しつつある。

人口減少は我が国の社会に様々な影響・問題を及ぼすものと考えられている。労働力人口の減少は1人当たりの労働生産性を向上させない限り、経済成長に対してマイナスの影響を与えることになる。また、高齢者医療費・介護費が増大する中で社会保障制度の維持、高速道路や鉄道等の公共的なインフラの人口減少に対応した整備、過疎地域の存立の危機への対応など様々な問題への検討が必要である。

人口減少時代への対応については、出生率の向上に取り組むほか、生産性の向上、若者、女性や高齢者など潜在的な労働力の活用等の施策に取り組むことが重要である。他方で、これらの取組によっても対応が困難、不十分な部分がある場合に、それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。我が国の将来の形や我が国社会の在り方そのものに関わるこの問題について、国民的な議論を活性化し、国全体としての方策を検討していく中で、出入国管理行政においても、その方策の検討に積極的に参画していく。



日本語教育の推進に関する各種提言等について（9）

日系定住外国人施策に関する基本指針 【平成22年8月31日 日系定住外国人施策推進会議】

1. 日系定住外国人が置かれている状況と今後の対応

(1) 日系定住外国人が置かれている状況

- ・（略）日系定住外国人は、これまでは主として派遣・請負等の雇用形態で製造業などで雇用されており、労働者派遣事業者や請負事業者が生活全般の面倒をみたため、日本語を介した日本社会との関わりを持たなくても生活が可能であった。このため、長期にわたり居住しながら日本語能力が不十分である者も多くみられる。
- ・ 彼らは、地域経済を支え、活力をもたらす存在として、これまで我が国の経済発展に貢献してきたところであるが、平成20年秋以降の世界的な経済危機により、従来の形での就労が不可能になり、日本語能力が不十分であることなどから再就職も難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加した。
- ・ これに伴い、経済的困窮からブラジル人学校等に通えなくなったことなどにより、不就学の子どもが増加した。
- ・（略）依然として厳しい経済状況の下、就職の見込みのない者など日本での生活を断念する者が相当数帰国したものと見込まれる。一方で、日本に残り続けている者がかなりの数に上っており、日本での暮らしが長期に及んだ者はこのまま定住を希望する傾向にある。

(2) 今後の対応

- ・ 国としては、雇用、教育などの面で緊急の対策を講じているところであるが、こうした状況を踏まえると、単に定住を認めるだけに留まらず、日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れていくべきであり、そのための方策を考える必要がある。
- ・ これまで、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れる体制が完全には整っていないことが、今回このような状況を招いたともいえる。
- ・ 今後もこれらの人々の定住を認める以上、日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていくことが必要である。

3. 日系定住外国人施策の具体的な方向性

(1) 日本語で生活できるために

- ・ 日本に定住し、日本社会に受け入れられるためには、日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語をしっかりと習得することが必要である。
- ・ 日本語能力が不十分であることにより、子どもの教育、就職、行政や地域社会とのコミュニケーション等日本での生活のあらゆる場面で支障が生ずる。
- ・ このため、日系定住外国人が日本での生活に必要な日本語を習得するための体制を整備する必要がある。
- ・ 同時に、日本語の習得に時間がかかる日系定住外国人もいることが想定されることから、多言語による相談体制を整えるとともに、生活に必要な最低限の情報について多言語化を進める必要がある。

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

<日本語で生活できるために必要な施策>

- ・ 日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに、地域の日本語教育や日本語学校等における教育体制の充実を図る。また、日本語教育の標準的なカリキュラム・教材や、日本語能力・指導力の評価基準等の策定、日本語教員等の養成・研修のあり方等について検討する。（文部科学省）
- ・ 日本に入国・在留を希望する日系定住外国人に対して、各種手続の機会を捉えて日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策を検討する。（各省庁）



日本語教育の推進に関する各種提言等について（10）

日系定住外国人施策に関する行動計画

【平成23年3月31日 日系定住外国人施策推進会議】

2. 分野ごとの具体的施策

(1) 日本語で生活できるために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

- a 日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。（文部科学省）
- b 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、日本語教室の設置運営、日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施する。（文部科学省）
- c 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。（文部科学省）
- d 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案及び教材例について、日本語教育機関・団体に周知を行う。また、国語分科会日本語教育小委員会において、標準的なカリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。（文部科学省）
- e 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、カリキュラム等の分析を行い、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。（文部科学省）

② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

- a 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）
- b 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。（外務省）
- c ①や②bの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。（内閣府、各省庁）



日本語教育の推進に関する各種提言等について（11）

国語分科会で今後取り組むべき課題について(問題点整理小委員会における「意見のまとめ」)

【平成24年1月31日 文化審議会国語分科会】

第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題

4 コミュニケーションの在り方について

情報化に伴って、パソコンや携帯電話などの情報機器の使用が一般化した関係で、非対面コミュニケーションの機会が増えて、対面コミュニケーションを苦手としている人たちが増えているのではないかという意見があった。情報機器の使用が、今後、更に一般化していくことを考えると、そもそもそのような実態があるのかどうかを検証しつつ、実態があるとするならば、その状況を改善していくために、どのような考え方を示せるか検討していく必要がある。

国際化との関係では既に日本に209万人（平成23年9月現在。法務省調べ）を超える外国人が生活していることを踏まえ、外国人とのコミュニケーションの取り方を考えていく必要がある。そのときに、外国人にとって、どのような日本語が分かりやすいのかを考え方として整理していくことが大切であるが、国語施策として示すことが可能であるかどうか、更に検討していく必要がある。また、この点については、必要に応じ日本語教育小委員会とも連携していくことも考えられる。

5 その他

(1) 日本語の国際的な普及

国内においても英語を社内の公用語にしようという会社も出ている状況になりつつある中で、逆に日本語を海外にもっと普及することについてどう考えるのか、日本に理解を持ってもらうという観点から、日本語を海外に積極的に普及することを考えてもいいのではないかという意見もあった。普及のためには、どのような手立てが必要なのかなど検証してみることも意義があるのではないか。なお、この点については、今後日本語教育小委員会において行われる日本語教育施策に関する検討とも十分連携を取って行くことが重要である。



日本語教育に関する法律等の規定について（1）

1. 文部科学省設置法 【平成十一年七月十六日 法律第九十六号】

(所掌事務)

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十六 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

八十五 国語の改善及びその普及に関すること。

2. 文部科学省組織令 【平成十二年六月七日 政令第二百五十一号】

(文化部の所掌事務)

第九十六条 文化部は、次に掲げる事務をつかさどる。

八 国語の改善及びその普及に関すること。

九 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

(国語課の所掌事務)

第一百五条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国語の改善及びその普及に関すること。

二 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。



日本語教育に関する法律等の規定について（２）

文化芸術振興基本法

【平成十三年十二月七日 法律第百四十八号】

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。



日本語教育に関する法律等の規定について（3）

文化芸術振興基本法

【平成十三年十二月七日 法律第百四十八号】

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国語についての理解）

第十八条

国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条

国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。



日本語教育に関する法律等の規定について（４）

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

【平成二十三年二月八日 閣議決定】

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

[1]豊かな人間性を涵(かん)養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、[2]他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、[3]新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、[4]科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには、[5]文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。

また、文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

6. 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

その際、我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため、関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など、地域における日本語教育の充実を図る。その際、特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として、日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに対応するため、日本語教員等の海外派遣・招聘研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。



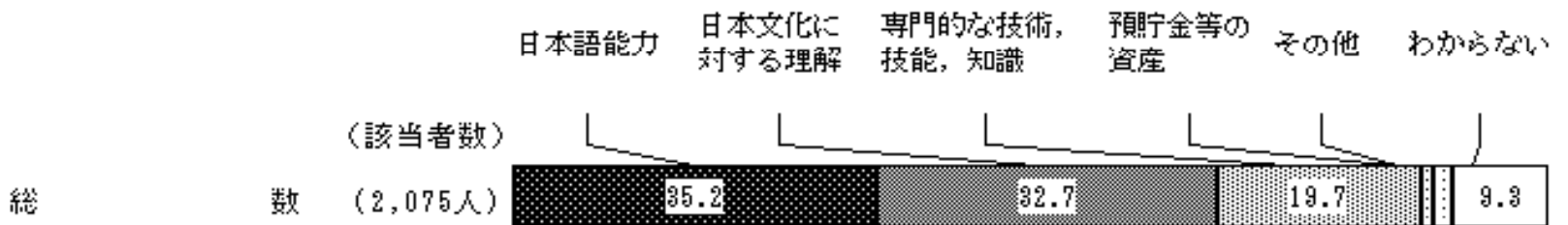
日本語教育の必要性等に関する調査結果について（1）

外国人労働者の受入れに関する世論調査

【平成16年5月 内閣府】

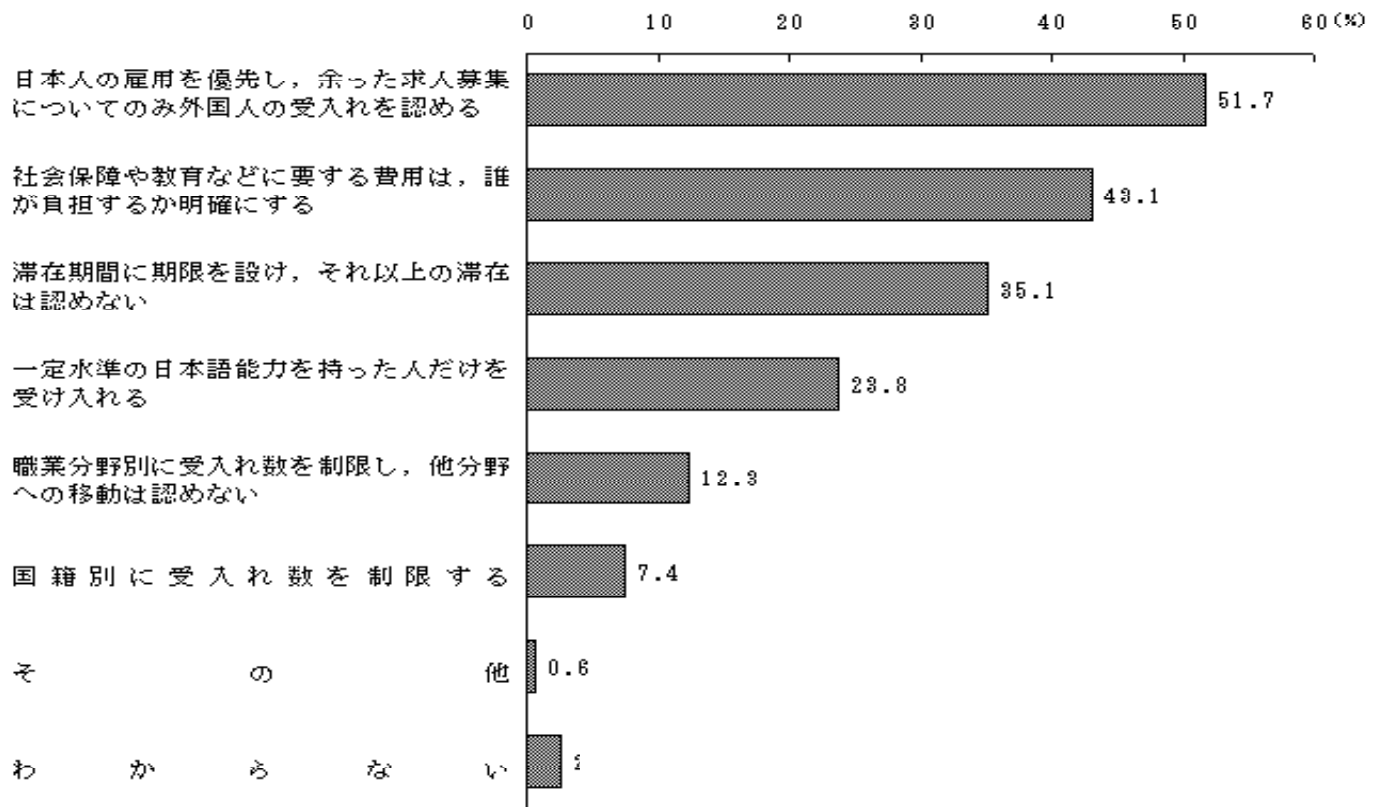
- 調査対象 (1) 母集団 全国20歳以上の者 (2) 標本数 3,000人
(3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
- 調査方法 調査員による個別面接聴取（※平成16年5月13日～5月23日に実施）
- 回収結果 有効回収数（率）2,075人（69.2%）

●外国人労働者に求めるもの



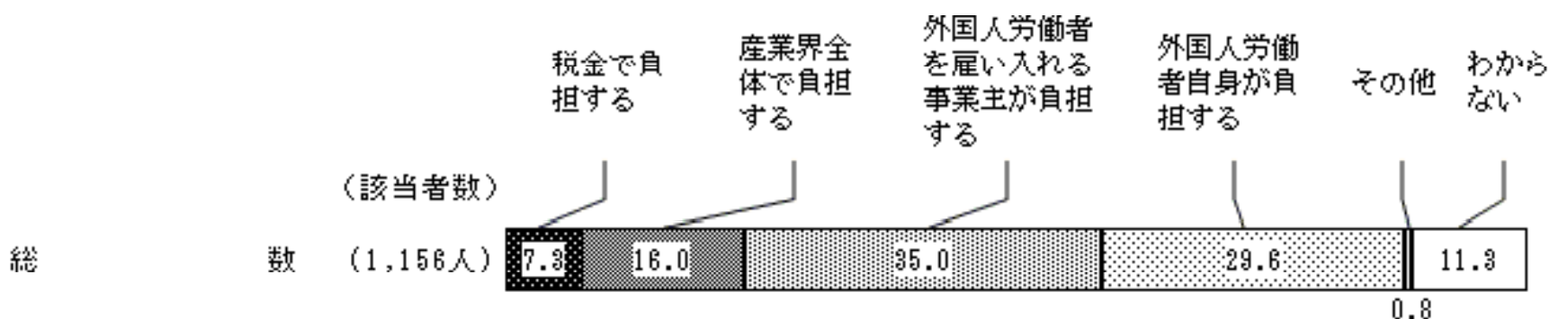
●単純労働者の受入れを認める際の条件

（「女性や高齢者など国内の労働力の活用を優先し、それでも労働力が不足する分野には単純労働者を受け入れる」と答えた者に、複数回答。）



●単純労働者の社会的費用の負担

（「女性や高齢者など国内の労働力の活用を優先し、それでも労働力が不足する分野には単純労働者を受け入れる」、「特に条件を付けずに単純労働者を幅広く受け入れる」と答えた者に）





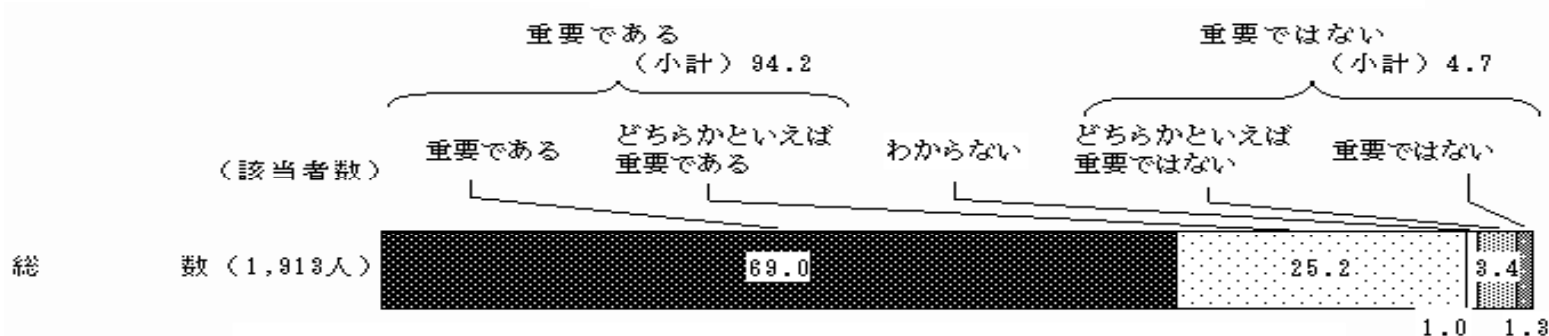
日本語教育の必要性等に関する調査結果について（2）

労働者の国際移動に関する世論調査

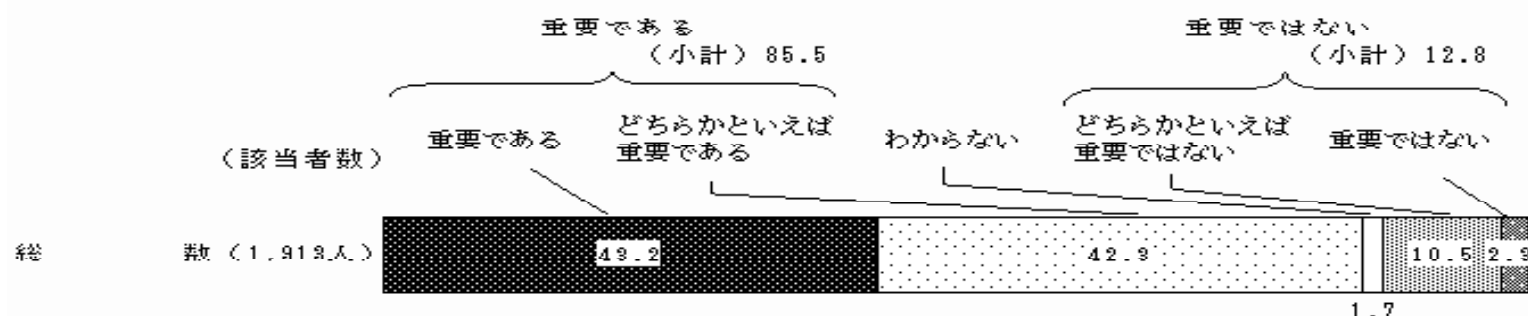
【平成22年7月 内閣府】

- 調査対象 (1) 母集団 全国20歳以上の者 (2) 標本数 3,000人
(3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
- 調査方法 調査員による個別面接聴取（※平成22年7月15日～7月25日に実施）
- 回収結果 有効回収数（率）1,913人（63.8%）

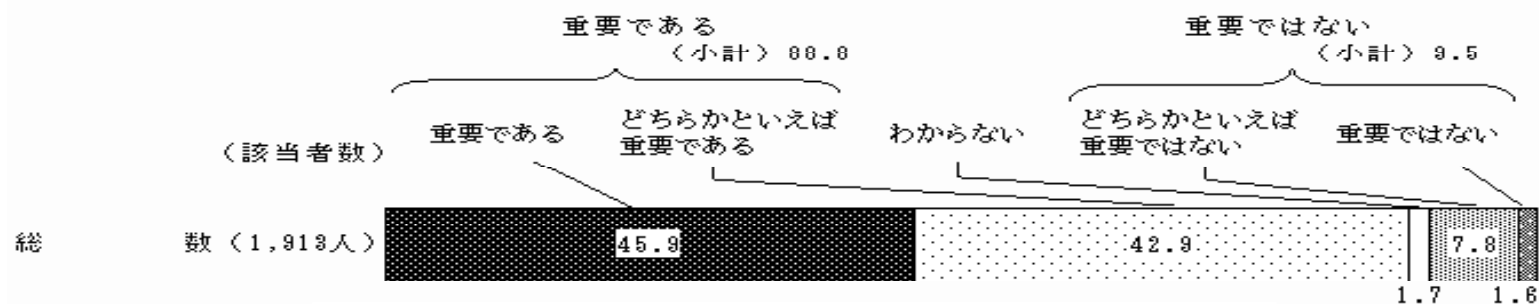
●外国人労働者に求めること「日本語能力」



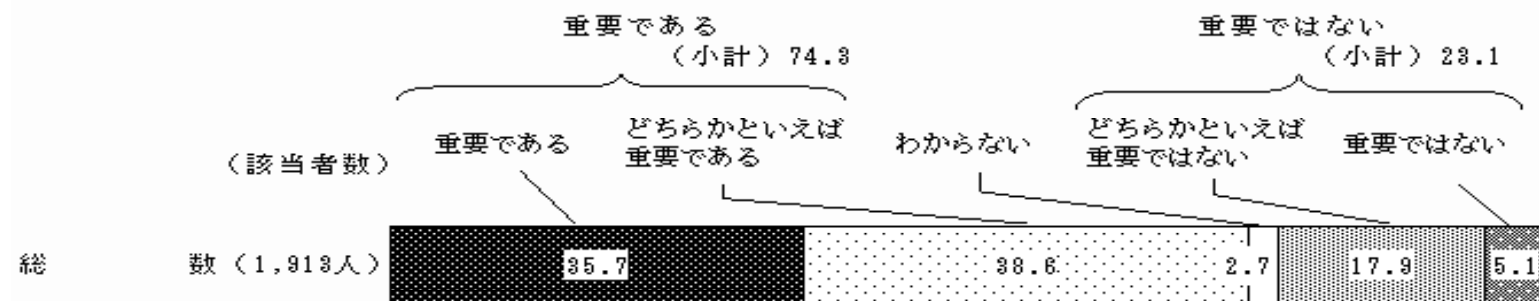
●外国人労働者に求めること「日本の文化に対する理解」



●外国人労働者に求めること「日本の習慣に対する理解」



●外国人労働者に求めること「専門的な技術, 知識」





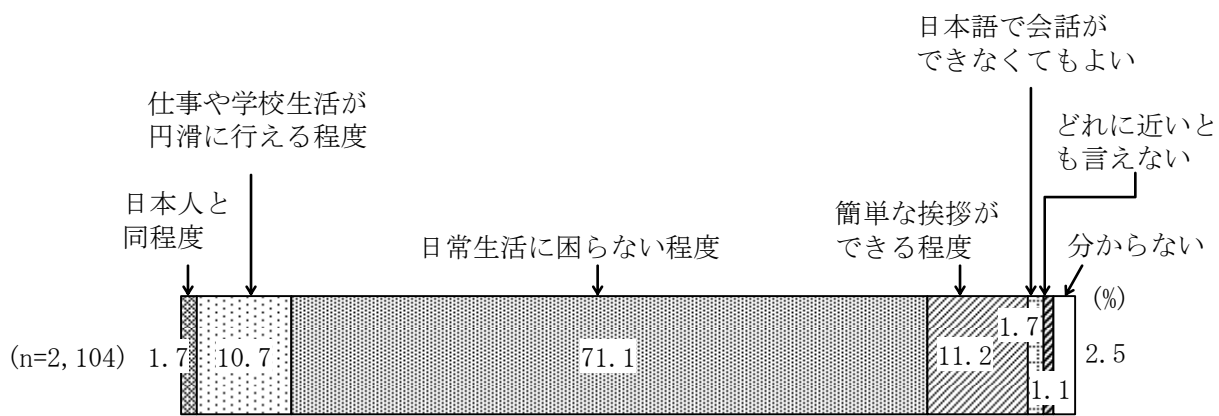
日本語教育の必要性等に関する調査結果について（3）

国語に関する世論調査

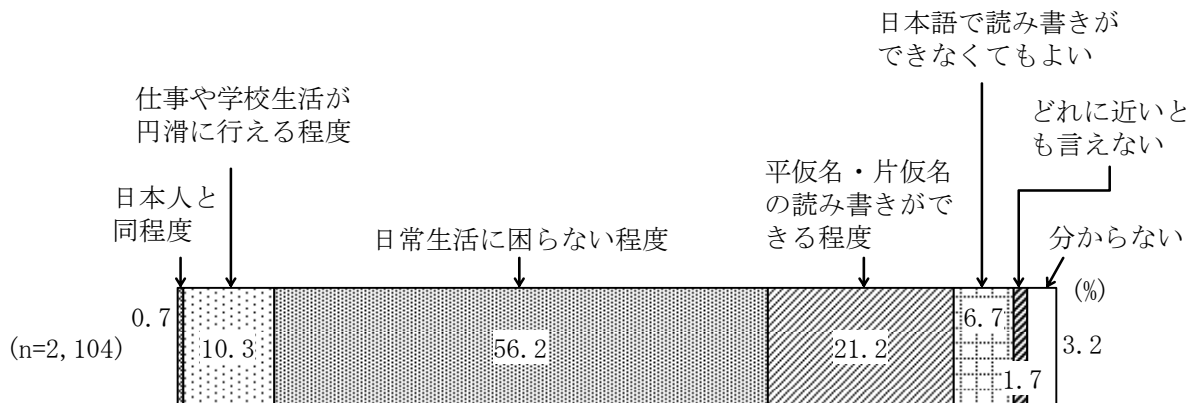
【平成22年5月 文化庁】

1. 調査対象 (1) 母集団 全国16歳以上の者 (2) 標本数 3,000人
(3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
2. 調査方法 調査員による個別面接聴取（※平成23年2月）
3. 回収結果 有効回収数（率）2,104人（60.4%）

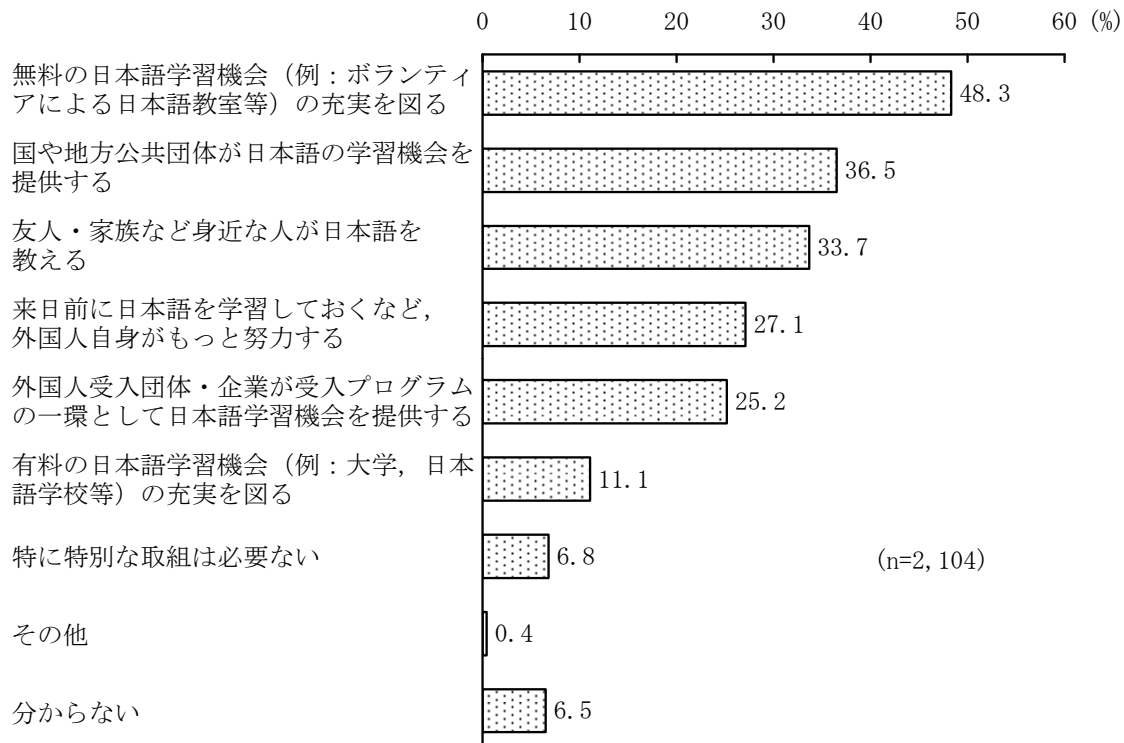
●日本に在住する外国人はどの程度日本語の会話ができるといいか



●日本に在住する外国人はどの程度日本語の読み書きができるといいか



●日本に在住する外国人が日本語能力を身に付けるために必要な取組





国・都道府県・市町村における役割分担について

国語分科会日本語教育小委員会における審議について

—日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討—

【平成21年1月27日 文化審議会国語分科会】 1 / 2

(※以下、各機関の役割分担の部分のみ抜粋)

I 地域における日本語教育の体制整備について

1 各機関の役割分担

日本語教育関係機関の役割分担として、まず、国、都道府県、市町村がそれぞれ担うべき役割を以下のように整理した。

(1) 国の担うべき役割

地域における日本語教育の振興を図るため、国においては、以下のような役割を担う必要がある。なお、この場合、「国」とは、基本的に日本国内における「生活者としての外国人」に対する日本語教育を振興する立場にある文化庁のことを指している。

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、さらには、地域における日本語教育の体制整備の在り方を、指針として示すこと。
- この指針を踏まえつつ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても、一定の指針を示すこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには、大学、研究機関、日本語教育機関及び地域のボランティア団体その他関係団体の協力を得て、その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であることから、都道府県及び市町村と連携してそれを担う人材を養成すること。
- 地域に日本語教室が開設されていないという状況や、日本語教室は開設されていてもその内容が地域の外国人のニーズにそぐわないなどの状況を改善し、学習者のニーズにこたえることができるよう、適切な財政支援を行うなど地域における日本語学習の環境整備のための支援を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成すること。

以上のほか、国は、「生活者としての外国人」の日本語学習の動機付けとなる奨励措置を検討し、提示することが期待される。これには、直接学習者に対するものと日本語教育の実施機関等に対するものが含まれると考えられる。



国・都道府県・市町村における役割分担について

2/2

(2) 都道府県の担うべき役割

都道府県においては、域内の市町村の状況を踏まえつつ、必要に応じ、国との連絡調整を行う立場から、以下のような役割を担う必要がある。なお、政令指定都市については、(3)で述べる「市町村の担うべき役割」に加え、都道府県に準じて、これらの役割を果たすことが期待される。

- それぞれの実情に応じた域内の日本語教育の体制整備を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、それぞれの実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整すること。
- 域内の市町村において、日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成すること。

また、各都道府県は、域内の状況によって、近接する都道府県と協力して施策を展開するなど、相互の連携協力を図ることについても検討する必要がある。

以上のほか、地域における日本語教育の体制整備に当たって都道府県が担うべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 学習者の背景・ニーズや教室数・講師数など、域内の日本語教育に関する実態把握を行うこと。
- 域内関係者の連絡会議を開催すること。
- 他事業との連携協力や活動内容の広報を行うこと。

(3) 市町村の担うべき役割

市町村においては、日本語教育の現場を抱える立場から、以下のような役割を担う必要がある。

- 都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること。
- 国が養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育の指導者を養成すること。

以上のほか、地域における日本語教育の体制整備に当たって市町村が担うべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 日本語教室の設置運営を行うこと（教室設置のための学習者のニーズの把握や施設（場所）の確保、教室における活動内容の広報、設置した教室における活動の成果の分析・評価などを含む。）。
- 学習者及び指導者からの相談に応ずること。
- 域内外の人材・情報リソース（資源）を活用すること。



国内における日本語学習者の多様性について（1）

国内における日本語学習者の数（日本語教育機関・施設等別，都道府県別）

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」
 ※平成23年11月1日現在

●日本語教育機関・施設等別の日本語学習者数等

区分		機関・施設等数	学習者数	
大学等機関	大学	国立	82	12,027
		公立	31	961
		私立	307	26,460
		計	420	39,448
	短期大学	国立	0	0
		公立	2	3
		私立	57	1,015
		計	59	1,018
	高等専門学校	国立	48	332
		公立	0	0
		私立	1	1
		計	49	333
	小計		528	40,799
一般の施設・団体	地方自治体	都道府県	6	446
		政令指定都市	7	217
		中核市	11	167
		上記以外	60	4,424
		うち外国人集住都市	8	373
		計	84	5,254
	教育委員会	都道府県	1	12
		政令指定都市	14	1,956
		中核市	16	698
		上記以外	170	6,729
		うち外国人集住都市	10	2,382
		計	201	9,395
	国際交流協会		199	11,866
	法務省告示機関		361	36,746
	その他	特定非営利活動法人	51	2,515
		学校法人・準学校法人	14	3,602
		株式会社・有限会社	12	652
		社団法人・財団法人	43	4,592
		上記以外の法人	20	2,446
		任意団体	319	10,294
		計	459	24,101
	小計		1,304	87,362
	合計		1,832	128,161

●都道府県別の日本語学習者数等

都道府県名	全体		大学等機関		一般の施設・団体	
	機関・施設等数	学習者数	機関・施設等数	学習者数	機関・施設等数	学習者数
北海道	42	1,825	21	945	21	880
青森県	11	335	5	191	6	144
岩手県	14	265	4	89	10	176
宮城県	26	1,353	7	491	19	862
秋田県	19	524	4	188	15	336
山形県	24	413	4	119	20	294
福島県	19	387	4	209	15	178
茨城県	33	1,436	8	724	25	712
栃木県	29	1,227	5	112	24	1,115
群馬県	30	1,775	8	320	22	1,455
埼玉県	70	5,850	20	1,907	50	3,943
千葉県	81	4,732	20	1,270	61	3,462
東京都	311	36,782	93	11,014	218	25,768
神奈川県	96	8,697	14	585	82	8,112
新潟県	30	1,194	9	496	21	698
富山県	19	680	4	201	15	479
石川県	19	1,596	8	1,099	11	497
福井県	14	430	4	115	10	315
山梨県	22	921	6	500	16	421
長野県	45	1,735	6	309	39	1,426
岐阜県	32	1,785	8	425	24	1,360
静岡県	54	4,108	8	694	46	3,414
愛知県	108	7,627	27	2,286	81	5,341
三重県	30	2,192	8	604	22	1,588
滋賀県	24	745	5	77	19	668
京都府	44	4,498	20	2,386	24	2,112
大阪府	144	10,039	31	2,447	113	7,592
兵庫県	92	5,453	22	1,390	70	4,063
奈良県	19	1,113	7	905	12	208
和歌山県	8	221	2	51	6	170
鳥取県	4	73	3	60	1	13
島根県	15	264	3	66	12	198
岡山県	21	1,206	10	552	11	654
広島県	51	2,634	16	841	35	1,793
山口県	19	1,444	12	1,064	7	380
徳島県	10	249	5	129	5	120
香川県	13	428	4	119	9	309
愛媛県	14	471	8	207	6	264
高知県	8	236	3	105	5	131
福岡県	83	6,816	26	1,984	57	4,832
佐賀県	7	212	3	134	4	78
長崎県	11	849	9	805	2	44
熊本県	16	473	5	265	11	208
大分県	12	1,876	8	1,767	4	109
宮崎県	11	158	6	86	5	72
鹿児島県	12	380	7	273	5	107
沖縄県	16	454	8	193	8	261
合計	1,832	128,161	528	40,799	1,304	87,362



国内における日本語学習者の多様性について（2）

国内における日本語学習者の数（出身地域別，国・地域別（上位20か国・地域））

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」
※平成23年11月1日現在

●出身地域別の日本語学習者数

	全体	大学等機関	一般の施設・団体
アジア地域	104,204	35,556	68,648
南アメリカ地域	7,672	210	7,462
ヨーロッパ地域	5,380	2,108	3,272
北アメリカ地域	5,065	1,648	3,417
ロシア・NIS諸国	1,051	322	729
大洋州	963	284	679
アフリカ地域	862	262	600
不明	2,964	409	2,555
合計	128,161	40,799	87,362

●国・地域別の日本語学習者数（上位20か国・地域）

	全体	大学等機関	一般の施設・団体
中華人民共和国	63,249	23,752	39,497
大韓民国	11,235	4,804	6,431
ベトナム社会主義共和国	5,631	1,263	4,368
ブラジル連邦共和国	5,125	99	5,026
フィリピン共和国	4,858	132	4,726
台湾	4,134	1,228	2,906
アメリカ合衆国	3,972	1,393	2,579
タイ王国	2,782	874	1,908
インドネシア共和国	2,368	803	1,565
ペルー共和国	2,016	23	1,993
ネパール連邦民主共和国	2,012	231	1,781
フランス共和国	1,305	405	900
日本	1,296	282	1,014
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）	1,086	352	734
マレーシア	999	571	428
インド	992	136	856
ミャンマー連邦共和国	961	275	686
オーストラリア	735	227	508
モンゴル国	709	320	389
ドイツ連邦共和国	701	399	302



国内における日本語学習者の多様性について（3）

在留目的別日本語学習者数

※文化庁調べ

※平成23年11月1日現在

日本語学習者の属性		全 体		
		大学等機関	一般の施設・団体	
				うち法務省告示機関
(1) 中国帰国者及びその家族	3,557	15	3,542	71
(2) 難民及びその家族	328	3	325	7
(3) 日系人及びその家族	3,564	40	3,524	91
(4) 留学生	75,218	39,135	36,083	33,211
(5) 研修生、技能実習生	4,731	38	4,693	139
(6) ビジネス関係者	3,820	7	3,813	270
(7) 日本人配偶者及びその家族	7,857	119	7,738	817
(8) その他	8,737	837	7,900	1,598
(9) 不明	20,349	605	19,744	542
合 計	128,161	40,799	87,362	36,746



「外国人との共生社会」実現検討会議について（1）

「外国人との共生社会」実現検討会議の開催について

平成24年5月24日
内閣総理大臣決裁

1. 日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進するため、「外国人との共生社会」実現検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。
2. 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長	外国人労働者問題を担当する国務大臣
構成員	内閣府副大臣
	総務副大臣
	法務副大臣
	外務副大臣
	財務副大臣
	文部科学副大臣
	厚生労働副大臣
	農林水産副大臣
	経済産業副大臣
	国土交通副大臣
	警察庁次長

（注）内閣府副大臣及び複数置かれる各省副大臣については、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣の指名する者とする。

3. 関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。
4. 検討会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。



「外国人との共生社会」実現検討会議について（２）

※以下、「外国人との共生社会」実現検討会議（第1回：平成24年5月24日）の資料2「外国人との共生社会の実現に向けた主な論点、検討課題（例）」より「1 問題意識」「2 主な論点（例）」「論点ごとの主な検討課題（例）」について（①日本語で生活するために必要な施策のあり方）」の部分のみ抜粋。

外国人との共生社会の実現に向けた主な論点、検討課題（例）

1 問題意識

- 少子高齢化（人口減少）が進む一方、経済のグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化する中で、我が国社会の活力の維持向上を図るためには、高度人材を中心に外国人労働者の活力（ダイナミズム）を取り込むという視点とともに、外国人を含めたすべての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠ではないか。
- 一方、我が国で生活している外国人については依然として生活・教育・就労面等での問題が存在し、このような状況が拡大することは、社会的コストの増大や、国際社会における開かれた国としての評価を低下させることにもつながるのではないか。
- 我が国で生活している外国人に対しては、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」や「日系定住外国人施策に関する行動計画」等に基づき、種々の環境整備を図ってきているところであるが、より積極的に、体系的・総合的な取組を進めていくことが必要ではないか。それが、外国の優れた人材を我が国に呼び込み、開かれた国としての評価を高めることにもつながるのではないか。
- また、少子高齢化（人口減少）社会の進展に対しては、少子化対策を推進するとともに、若者・女性・高齢者の労働市場への参加を一層促進することが何より重要であるが、より中長期的観点からは、外国人労働者の受入れのあり方についても議論すべき時期にきているのではないか。
- 外国人労働者の受入れのあり方は、国民生活全体に関わる大きなテーマであり、しっかりとした国民的議論の下に、コンセンサスを得ていくべき問題であるが、中長期的な将来の国の形、我が国のあるべき将来像と併せ、国民的議論を活性化していく必要があるのではないか。



「外国人との共生社会」実現検討会議について（3）

※以下、「外国人との共生社会」実現検討会議（第1回：平成24年5月24日）の資料2「外国人との共生社会の実現に向けた主な論点、検討課題（例）」より「1 問題意識」「2 主な論点（例）」「論点ごとの主な検討課題（例）」について（①日本語で生活するために必要な施策のあり方）」の部分のみ抜粋。

外国人との共生社会の実現に向けた主な論点、検討課題（例）

2 主な論点（例）

I 外国人との共生社会の実現に向けた基本的な考え方＜総論＞（例）

- 最近（経済危機後）の外国人を取り巻く状況
- 目指すべき共生社会のあり方
- 社会的統合（あるいは多文化共生）の意義や内容
（どこまでの社会的統合（あるいは多文化共生）を求めるのか。）
- 共生社会政策の基本理念、基本的考え方
- 国、自治体、企業等の役割（分担）や連携
- 共生社会実現に伴う社会的コストとベネフィット
- 諸外国の経験や国際比較
- 総合的・体系的な推進体制、推進方策
- 外国人受入れのあり方も日本社会の「グランドデザイン」に関する国民的議論の活性化方策や留意点

II 外国人との共生社会の実現に向けた主な論点＜各論＞（例）

- ①日本語で生活するために必要な施策のあり方、②子どもの教育のあり方、③雇用・労働環境のあり方、④医療、社会保障のあり方、⑤居住の安定確保のあり方、⑥治安問題への対応のあり方、⑦情報の多言語化、外国人への情報提供のあり方、⑧互いの文化尊重、理解促進のあり方、⑨地方自治体との連携、負担のあり方、⑩その他

（別添）論点ごとの主な検討課題（例）について

（注）以降については、主な検討課題を例示的に示したものであり、議論はこれに限られるものではない。

①日本語で生活するために必要な施策のあり方

（背景）

- ・ 日本で生活する外国人が、安定して就労し、暮らしていくためには、日本語の習得が不可欠であり、円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、日本語教育を総合的に推進することが必要ではないか。
- ・ 外国人に日本語学習機会を提供し、日本語修得を促していくことが必要ではないか。
- ・ 大学や日本語学校等と連携しながら、日本語能力評価基準等の周知・活用を図ることが必要ではないか。
- ・ 各地域のNPOや国際交流協会が運営する「日本語教室」は地域のボランティアによって運営されていることも多く、底上げのための支援策が必要ではないか。

主な検討課題（例）

- ・ 外国人の日本語修得の促進
- ・ 日本語能力評価基準等の周知・活用
- ・ 地域における日本語教育の推進体制の充実
- ・ 日本語教師等の養成
- ・ 外国人に対して、日本語修得を義務付けることについてどう考えるか



地域における日本語教育の推進体制の整備について（１）

「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント

【平成22年5月19日 文部科学省】

Ⅳ 学校外における学習支援

[ポイント] 子どもだけでなく、大人に対する日本語学習についても充実を図る。

○子どもだけでなく、定住外国人の大人に対する日本語指導についても、日本語能力評価基準、標準的なカリキュラム及び教材を作成するとともに、大学や日本語学校等と連携し、これらの周知・活用等により日本語学習の充実を図る。

Ⅶ 更に検討を要する課題

[ポイント] 以下の課題には、関係府省庁、自治体等の関係機関が連携して総合的に取り組むべく、今後、検討を行う必要がある。

○日本語教育の総合的推進

- ・地域における日本語教育の推進体制の充実
- ・日本語教員等の養成・研修の在り方
- ・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実
- ・日本語教育に関する各種情報の共有化（優良事例の収集等）
- ・外国人研修生、技能実習生等に対する日本語教育の充実（日本語学校等の活用）
- ・国際交流基金と我が国の大学等との連携・協力を通じた海外での日本語教育の推進



地域における日本語教育の推進体制の整備について（２）

今後の日本語教育施策の推進について—日本語教育の新たな展開を目指して—

【平成11年3月19日 今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議】

Ⅱ 日本語教育の課題と今後の方向

1 日本語教育推進体制について

（２）今後における日本語教育推進のための体制の在り方

イ 連携・協力を軸とする推進体制の構築

（ウ）地域の日本語教育推進のための連携・協力

地域において居住する日系南米人や外国人配偶者など、日本語を母語としない者に対する日本語教育については、現在、各機関等と地方自治体、及び地方自治体間においての連携・協力体制は一般にはとられていない。しかし、今後、このような地域の日本語教育を充実していくためには、自治体内部の体制整備が望まれるとともに、これらの機関や自治体間においても連絡協議の場を設け、定期的な情報交換を行うとともに、相互に協力していく体制を設けることが重要である。

また、地域の日本語教育においては、国際交流関係団体やボランティア関係団体がその実施主体として大きな役割を果たしているが、これらの団体と地方自治体の間において連携・協力の体制を築いていく努力も必要である。

7 地域における日本語教育について

（２）地域における日本語教育の推進

今後、地方自治体が、地域住民である日本語を母語としない者に対する日本語学習支援において、より重要な役割を担っていくことが期待されており、そのため必要な体制づくりを図っていくことが大切である。また、この地方自治体の取組に対し、日本語教育関係機関・団体や日本語教育の関係者が積極的に連携・協力していくことが望まれる。

地方自治体が行う日本語学習への支援方策としては、直接、住民である外国人等を対象とした日本語講座を主催事業として運営することのみならず、ボランティア団体や国際交流関係団体等が地域において行う日本語教育事業に対して支援を行っていくことが考えられる。すなわち、（１）の現状において見たとおり、現在、ボランティアとして外国人等の日本語学習の支援に当たっている団体や国際交流事業の一環として日本語教育に取り組んでいる団体が徐々にではあるが増えており、これら関係団体間でネットワークを構築しようとする動きも盛んになっている。地域におけるこのような関係団体の自発的な活動を更に促すよう、地方自治体が今後より一層の支援を行っていくことが期待される。

また、国においては、地域における日本語教育のモデル事業の実施や、地方自治体において実施困難な標準的な教材の作成など、その条件整備を図っていくことが望まれる。

地域の日本語においては、日本語学習者に直接に接し、学習の支援に当たるボランティアが果たす役割は極めて大きいものがある。このような熱意のあるボランティアの学習支援者がいかに継続的に活動していくかが、事業の成否に関わる場合が多いと言えよう。一方、全国各地域に分散するこのようなボランティアの日本語学習支援者の中には、活動を始めるに当たって、また活動していく中で専門的な知識を身に付けたいと希望する者も見られるが、現状においては、そのための学習機会が十分にあるとは言えない。このため、日本語教育機関や地方自治体において、ボランティアの日本語学習支援者の資質の向上に資するよう、日本語教授法等の基礎的な知識や技能を身に付ける研修事業を積極的に行っていくことが望まれる。また、日本全国で視聴できる放送大学において開設されている日本語教育に関する関係科目の講義を積極的に活用していくことも期待される。さらに、国立国語研究所日本語教育センターにおいても、新たに日本語学習支援者を対象とした通信制等の研修プログラムを開設するよう、検討を行っていく必要がある。



日本語教育の内容及び方法について（1）

国語分科会日本語教育小委員会における審議について

—日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討—

【平成21年1月27日 文化審議会国語分科会】

（※以下、日本語教育の内容に関する部分を抜粋）

1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

「生活者としての外国人」に対する日本語教育によって達成すべき具体的な「目標」を検討するに当たって、その到達点としての抽象的な上位概念である「目的」を併せて検討した。その際、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標は、生活から独立した言語体系の理解にあるのではなく、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することにあるということを経験的な考え方とした。

このことを前提として、次に掲げるのが、日本語教育の目的・目標である。すなわち、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、外国人が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることを日本語教育の目的とし、以下の四つを日本語教育の目標とする。

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容についての考え方

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容は、外国人が日本語で意思疎通を図りながら行う様々な「生活上の行為」に及ぶことが不可欠である。その「生活上の行為」は、日常生活の様々な領域にわたって多様な姿や広がりを持つものである。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、こうした広範多岐にわたる「生活上の行為」を、「Ⅱ」の「1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標」で述べた四つの「日本語教育の目標」を踏まえて、「日本語教育の標準的な内容」とすることが必要である。

そこで、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠として、「大分類・中分類・小分類」と、具体的な「事例」からなる一覧表を「別紙」の表のとおり作成した。

「大分類・中分類・小分類」とは、「生活者としての外国人」が日本語能力を求められると思われる「生活上の行為」を階層化し、まとめたものであり、「生活者としての外国人」に対する日本語教育において取り扱うべき内容の大枠である。以下はその「大分類」である。

- 「健康・安全に暮らす」
- 「住居を確保・維持する」
- 「消費活動を行う」
- 「目的地に移動する」
- 「子育て・教育を行う」
- 「働く」
- 「人とかかわる」
- 「社会の一員となる」
- 「自身を豊かにする」
- 「情報を収集・発信する」



日本語教育の内容及び方法について（２）

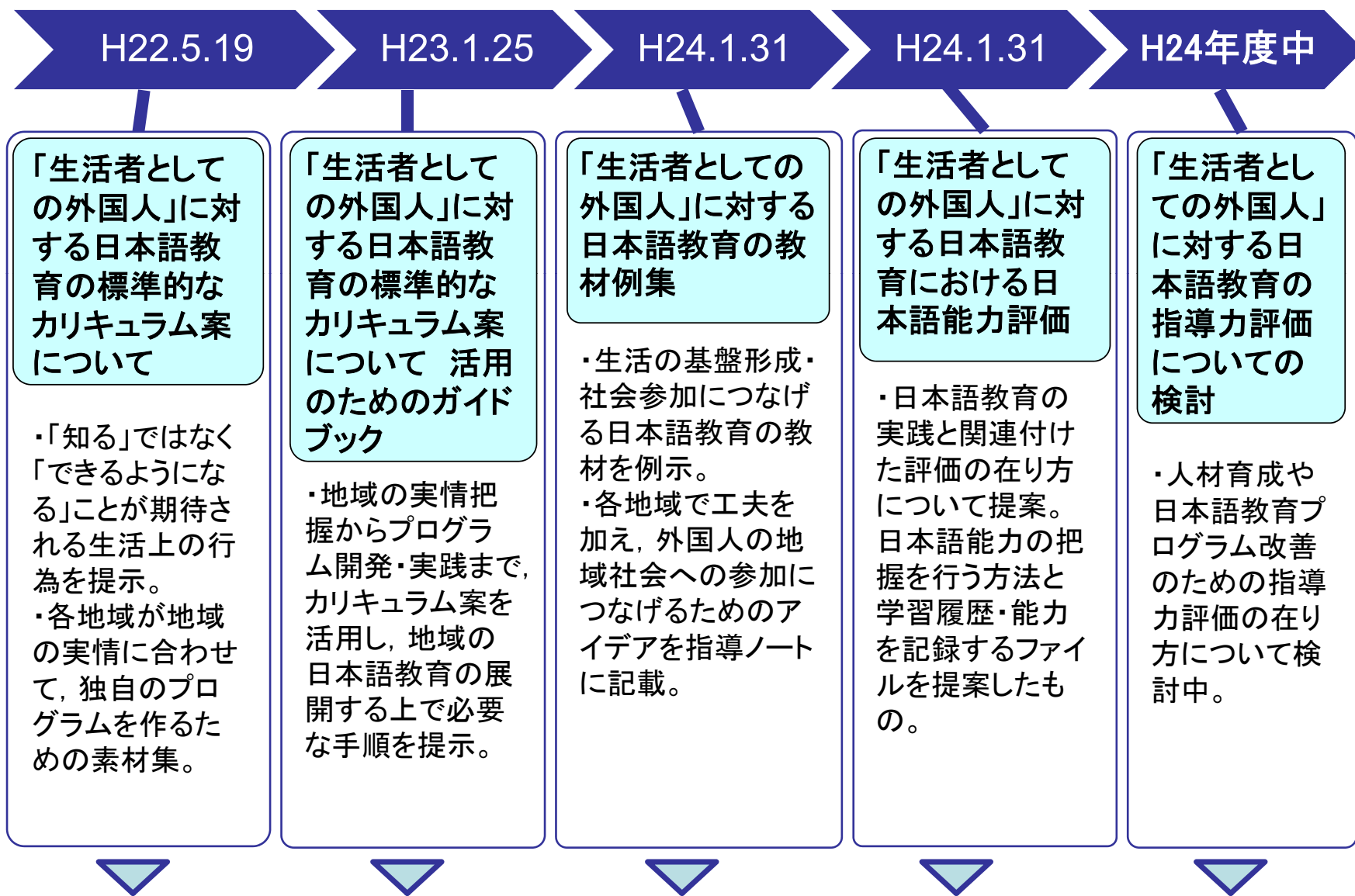
平成21年1月【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」

- ① 体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担,
- ② 各機関の連携協力の在り方
- ③ コーディネート機関・人材の必要性
- ④ 日本語教育の内容の大枠の提示

※④に基づき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について検討。

＜「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法の検討＞

・各地で工夫を加えるための基を開発。画一的な「内容とノウハウ」の提示ではなく、「外国人が地域で生活できるようになり、社会参加できる」ようになるために必要な日本語教育の考え方、各地での工夫・応用の仕方を以下の具体物を通して提示。



各地域において、上記成果物を参考にしながらも、各地域の実情に応じた日本語教育を展開し、日本語教育を通じて、外国人が地域社会とつながり、外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会につながることを期待。

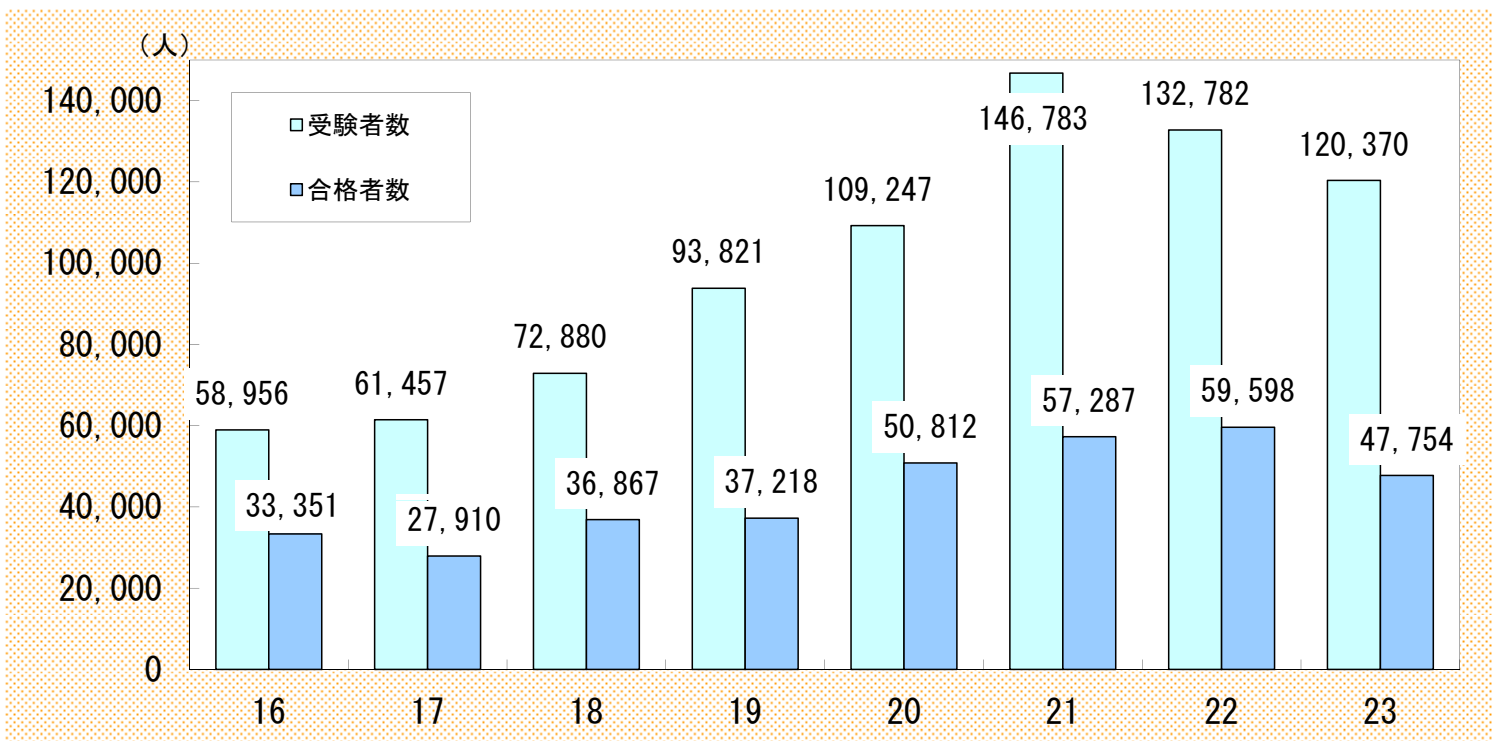
地域の実情・外国人のニーズに基づき、社会参加のための場づくりとしての日本語教育



日本語教育の内容及び方法について（3）

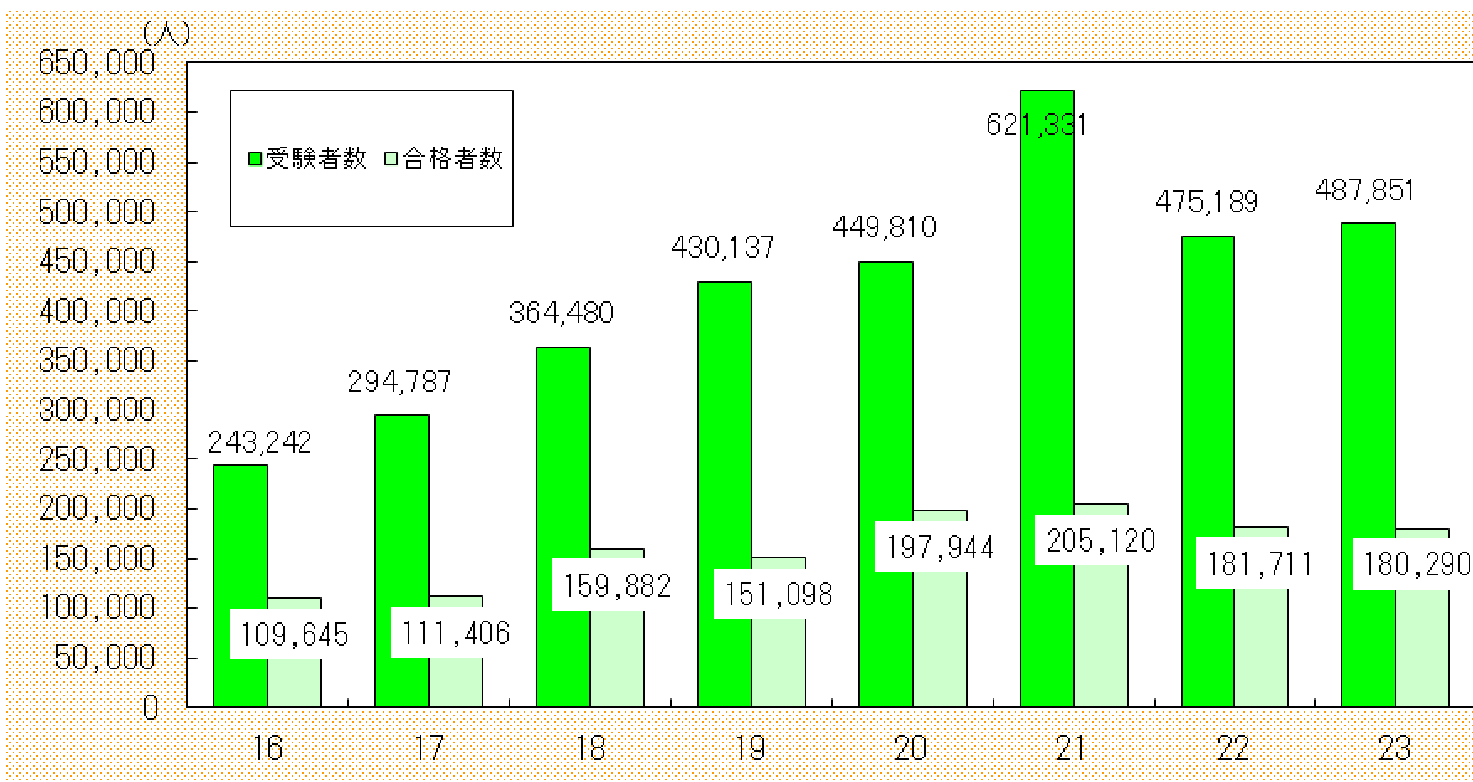
日本語能力試験の受験者数・合格者数

●国内



※H20年度まで年1回、H21年度より年2回実施。
 ※出典：（公財）日本国際教育支援協会

●海外



※H20年度まで年1回、H21年度より年2回実施。
 ※出典：（独）国際交流基金

※日本語能力試験

・日本国内及び国外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力（N1～N5）を5段階で測定し、認定（平成21年度までは1級～4級の4段階）。国内においては、（公財）日本国際教育支援協会が、国外においては、（独）国際交流基金が実施。日本語能力試験は、日本の大学への留学の条件や外国人が就職する際の条件等として活用。



日本語教育に携わる人材の育成について（１）

国内の日本語教育の概要

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」
※平成23年11月1日現在

●日本語教師養成・研修実施機関・施設等数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大学	132	144	177	193	200	203	214	215	223	192	197	199
短期大学	8	18	22	17	21	12	12	10	13	13	10	8
一般の施設・団体	167	211	159	184	169	261	302	316	285	295	345	318
合計	307	373	358	394	390	476	528	541	521	500	552	525

●日本語教師養成・研修担当の教師数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大学	1,494	2,000	2,202	2,256	2,904	3,143	3,033	3,116	3,503	2,126	3,248	2,967
短期大学	30	90	80	79	72	43	37	33	57	50	41	37
一般の施設・団体	1,907	2,028	1,636	2,381	2,028	1,637	1,836	2,023	1,950	1,962	2,236	1,749
合計	3,431	4,118	3,918	4,716	5,004	4,823	4,906	5,172	5,510	4,138	5,525	4,753

●日本語教師養成・研修受講者数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大学	14,623	20,623	23,750	23,042	29,878	24,217	22,383	23,124	28,613	22,536	17,680	19,312
短期大学	154	301	835	559	895	398	298	367	743	377	549	243
一般の施設・団体	9,093	15,935	11,516	13,218	9,956	13,350	14,947	14,709	11,230	10,695	10,977	9,427
合計	23,870	36,859	36,101	36,819	40,729	37,965	37,628	38,200	40,586	33,608	29,206	28,982



日本語教育に携わる人材の育成について（２）

●日本語教育機関・施設等別の日本語教師養成・研修実施機関・施設等数，日本語教師養成・研修担当の教師数，受講者数

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」，平成23年11月1日現在

区分		機関・施設等数	教師数					受講者数		
			常勤教師		非常勤教師		ボランティア等		合計	
			専任教師	兼任教師	他機関の常勤職員	その他				
大学等機関	大学	国立	39	149	171	92	45	0	457	3,125
		公立	12	15	48	29	41	0	133	650
		私立	148	490	785	534	568	0	2,377	15,537
		計	199	654	1,004	655	654	0	2,967	19,312
	短期大学	国立	0	0	0	0	0	0	0	0
		公立	1	2	0	0	1	0	3	147
		私立	7	14	14	2	4	0	34	96
		計	8	16	14	2	5	0	37	243
	高等専門学校	国立	0	0	0	0	0	0	0	0
		公立	0	0	0	0	0	0	0	0
		私立	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		207	670	1,018	657	659	0	3,004	19,555	
一般の施設・団体	地方公共団体	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
		政令指定都市	5	0	0	16	5	26	47	320
		中核市	4	0	0	0	5	0	5	74
		上記以外	22	0	1	11	30	28	70	497
		うち外国人集住都市	4	0	0	3	3	7	13	188
		計	31	0	1	27	40	54	122	891
	教育委員会	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
		政令指定都市	6	0	0	0	8	15	23	380
		中核市	1	8	0	0	0	17	25	17
		上記以外	17	27	10	4	10	48	99	558
		うち外国人集住都市	3	27	9	0	7	0	43	110
		計	24	35	10	4	18	80	147	955
	国際交流協会	106	30	14	143	165	108	460	4,025	
	法務省告示機関	49	91	62	190	187	0	530	1,043	
	その他	特定非営利活動法人	18	0	1	14	32	34	81	568
		学校法人・準学校法人	1	6	0	4	16	0	26	80
		株式会社・有限会社	3	2	2	2	11	0	17	73
		社団法人・財団法人	22	15	5	67	53	23	163	682
		上記以外の法人	1	0	0	5	0	0	5	24
		任意団体	63	5	9	26	28	130	198	1,086
	計	108	28	17	118	140	187	490	2,513	
	小計		318	184	104	482	550	429	1,749	9,427
	合計		525	854	1,122	1,139	1,209	429	4,753	28,982



日本語教育に携わる人材の育成について（3）

●国・地域別の日本語教師養成・研修受講者数

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」
※平成23年11月1日現在

国・地域名	受講者数	大学等機関(順位)		一般の施設・団体(順位)	
		数	順位	数	順位
日本	25,280	17,193	(1)	8,087	(1)
中華人民共和国	1,787	1,462	(2)	325	(2)
大韓民国	372	293	(3)	79	(4)
ブラジル連邦共和国	91	8	(12)	83	(3)
台湾	90	71	(4)	19	(9)
ベトナム社会主義共和国	67	25	(5)	42	(6)
フィリピン共和国	50	6	(14)	44	(5)
インドネシア共和国	44	17	(7)	27	(7)
タイ王国	41	20	(6)	21	(8)
マレーシア	36	17	(7)	19	(9)
アメリカ合衆国	33	15	(9)	18	(12)
ロシア連邦	30	12	(10)	18	(12)
インド	25	6	(14)	19	(9)
ペルー共和国	22	4	(19)	18	(12)
モンゴル国	17	5	(18)	12	(16)
オーストラリア	17	1	(34)	16	(15)
スリランカ民主社会主義共和国	16	11	(11)	5	(20)
ドイツ連邦共和国	15	6	(14)	9	(17)
ネパール連邦民主共和国	10	3	(21)	7	(19)
ウクライナ	9	6	(14)	3	(29)



日本語教育に関する調査研究について

「国語研究等小委員会」取りまとめ

【平成24年2月29日 文化審議会国語分科会国語研究等小委員会】

（今後の検討課題）

- 今後、国語研における調査研究成果の更なる政策への活用や社会への普及等を図る観点からは、研究課題の設定に当たって、学問的な観点に加え、社会的課題の解決にもつながるよう、研究者及び研究者コミュニティが持つ問題意識も踏まえることが期待される。
- また、小委員会においては、今後、日本語教育政策の企画立案・推進に必要な情報収集や調査研究の機能を一層強化するため、それらの役割を果たすことを主目的とする新たな機関を設置することについての意見も出された。
- これらを踏まえると、このたびの国語研の業務等に関する検証とは別に、特に日本語教育に関して、学習者の増加や需要の多様化などを踏まえ、今後の政策の適切な企画立案・推進を図る観点から、将来的な政策のビジョンや、課題の解決のために必要となる調査研究等の在り方について更に検討することが必要と考えられる。このため、文化庁において、これらの事項を検討するための場を設けることが適切である。



日本語教育を推進するにあたっての連携・協力体制の整備について (1)

日本語教育関係府省連絡会議について

1. 趣旨

日本語教育については、関係府省が外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて関連する施策を推進しているが、今後、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備するため、関係府省における日本語教育に関する取組についての現状を把握し、課題を整理するための情報交換の場として、関係府省の実務者から成る「日本語教育関係府省連絡会議」を開催する。

2. 検討事項

関係府省における日本語教育に関する取組についての現状把握及び課題整理のための情報交換。

3. 参加府省

内閣府，総務省，法務省，外務省，文部科学省，厚生労働省，経済産業省

4. 開催実績

○第1回会議

日時：平成22年7月27日（火）10：00～

場所：文化庁特別会議室

（主な議題）

- ①外国人に対する日本語教育の総合的推進について
- ②各府省における日本語教育関連施策について

○第2回会議

日時：平成22年9月29日（水）14：00～16：00

場所：文化庁特別会議室

（主な議題）

- ①各府省における平成23年度概算要求等について
- ②日本語教育推進会議について

○第3回会議

日時：平成23年11月21日（月）16：00～17：30

場所：文部科学省東館13階 13F2会議室

（主な議題）

- ①各府省における平成24年度概算要求について
- ②日本語教育に関する課題や連携方策について
- ③日本語教育推進会議の議題・開催方法等について



日本語教育を推進するにあたっての連携・協力体制の整備について (2)

日本語教育推進会議について

1. 趣旨

日本語教育関係機関・団体及び関係府省が、それぞれの目的に応じ実施している日本語教育に関する取組について情報交換を行い、現状を把握し、課題を整理し、日本語教育施策や関係機関・団体等の今後の取組の参考に供するため、日本語教育推進会議を開催する。

2. 検討事項

次ページの6つの分野ごとに関係機関・団体の取組の現状を把握し、課題を整理する。

3. 参加機関等

参加を求める関係機関・団体及び関係府省は次ページのとおりとする。

4. 開催実績

○第1回会議

日時：平成24年1月23日（月）14：00～

場所：三田共用会議所

（主な議題）

①関係府省における平成24年度予算案等について

②日本語教育関係機関・団体における取組の現状と課題について

（※①生活のための日本語教育及び⑤地方自治体の日本語教育支援の2つの分野の機関・団体からの発表）

○第2回会議

日時：平成24年3月12日（月）15：00～

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

（主な議題）

①日本語教育機関・団体における取組の現状と課題について

（各分野から12機関・団体の発表）

5. 今後のスケジュール

(1) 第1回会議及び第2回会議で出された事例及び課題を整理し、文化審議会国語分科会の下に新たに設置する予定の検討の場に示した上で、ここでの検討及びヒアリング対象選定の参考資料として活用。あわせて、関係府省における今後の取組を進める上で活用し、必要に応じ、日本語教育推進会議において、対応状況を報告。

(2) 第3回目以降の会議は、必要に応じ、概算要求後、予算案決定後などに開催し、適宜、上記の検討の場における審議状況等を報告し、関係者で共有。



日本語教育を推進するにあたっての連携・協力体制の整備について (3)

日本語教育推進会議の参加機関・団体及び関係府省

(1) 日本語教育関係機関・団体

分野	機関・団体
①生活のための日本語教育	公益社団法人国際日本語普及協会 公益財団法人中国残留孤児援護基金 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部
②就学のための日本語教育	一般社団法人全国日本語教師養成協議会 公益財団法人日本国際教育支援協会 国立大学日本語教育研究協議会 財団法人日本語教育振興協会 全国各種学校日本語学校協議会 全国専門学校日語教育協会 大学日本語教員養成課程研究協議会 独立行政法人日本学生支援機構 日本私立大学団体連合会（日本語教育連絡協議会）
③就労等のための日本語教育	財団法人海外技術者研修協会 財団法人国際研修協力機構 財団法人日本国際協力センター
④海外における日本語教育	公益財団法人国際文化フォーラム 独立行政法人国際協力機構 独立行政法人国際交流基金
⑤地方自治体の日本語教育支援	外国人集住都市会議 多文化共生推進協議会
⑥日本語教育に関する調査研究	社団法人日本語教育学会 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 国立大学法人筑波大学 国立大学法人東京外国語大学 国立大学法人名古屋大学 国立大学法人広島大学 学校法人早稲田大学

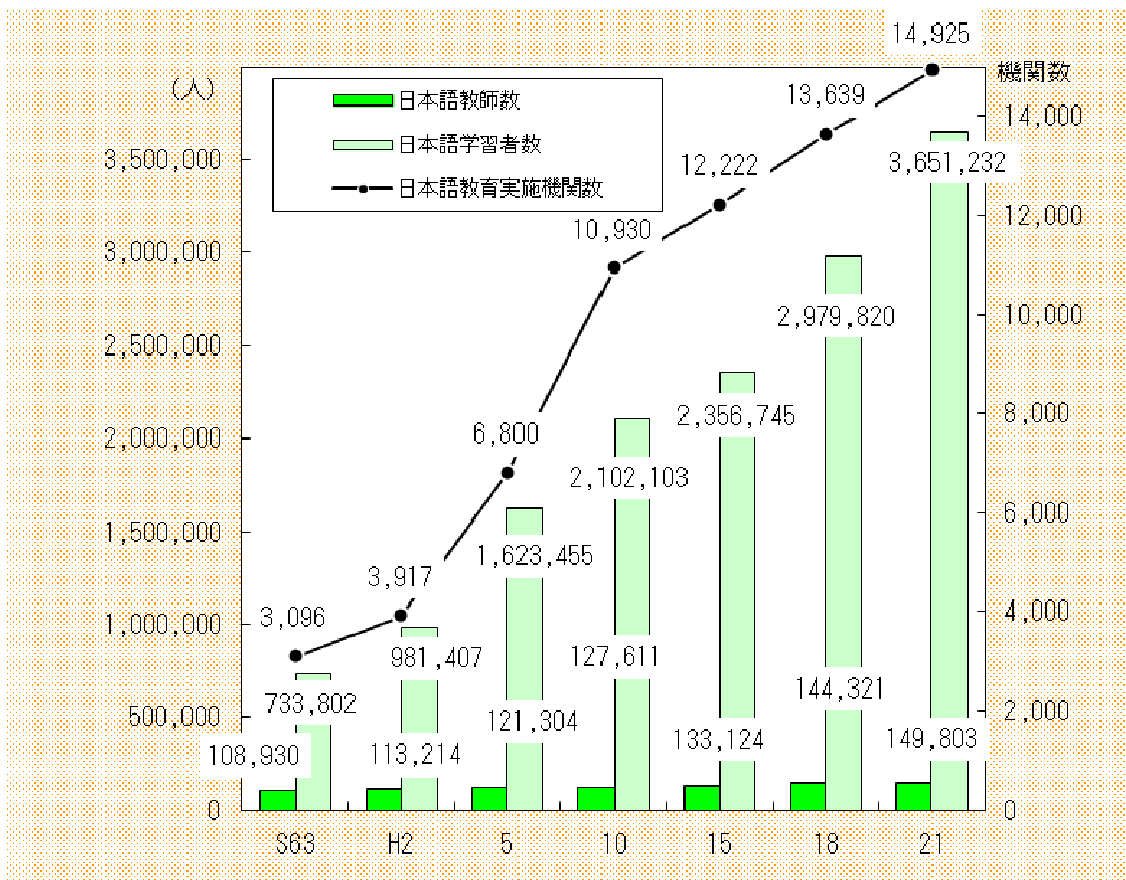
(2) 関係府省

内閣府，総務省，法務省，外務省，文部科学省，厚生労働省，経済産業省



国外における日本語教育の推進について（1）

海外日本語学習者数の推移



※出典（独）国際交流基金「海外日本語教育機関調査」

機関数・教師数・学習者数（学習者数上位20か国）

順位	2006年 順位	国・<地域>	学習者数 (人)			機関数 (機関)			教師数 (人)		
			2009年	2006年	増減率 (%)	2009年	2006年	増減率 (%)	2009年	2006年	増減率 (%)
1	1	韓国	964,014	910,957	5.8	3,799	3,579	6.1	6,577	7,432	▲ 11.5
2	2	中国	827,171	684,366	20.9	1,708	1,544	10.6	15,613	12,907	21.0
3	4	インドネシア	716,353	272,719	162.7	1,988	1,084	83.4	4,089	2,651	54.2
4	3	オーストラリア	275,710	366,165	▲ 24.7	1,245	1,692	▲ 26.4	2,547	2,935	▲ 13.2
5	5	<台湾>	247,641	181,367	29.4	927	513	80.7	3,938	2,791	41.1
6	6	米国	141,244	117,969	19.7	1,206	1,092	10.4	3,541	3,217	10.1
7	7	タイ	78,802	71,083	10.9	377	385	▲ 2.1	1,240	1,153	7.5
8	9	ベトナム	44,272	29,982	47.7	176	110	60.0	1,565	1,037	50.9
9	8	<香港>	28,224	32,959	▲ 14.4	78	112	▲ 30.4	734	704	4.3
10	11	カナダ	27,488	23,834	15.3	223	214	4.2	739	649	13.9
11	12	マレーシア	22,856	22,920	▲ 0.3	124	142	▲ 12.7	388	437	▲ 11.2
12	14	フィリピン	22,362	18,199	22.9	156	155	0.6	422	400	5.5
13	10	ニュージーランド	21,875	29,904	▲ 26.8	147	251	▲ 41.4	258	449	▲ 42.5
14	13	ブラジル	21,376	21,631	▲ 1.2	347	544	▲ 36.2	1,167	1,213	▲ 3.8
15	16	英国	19,673	14,928	31.8	389	277	40.4	742	617	20.3
16	20	インド	18,372	11,011	66.9	170	106	60.4	484	369	31.2
17	15	フランス	16,010	15,534	3.1	164	193	▲ 15.0	542	502	8.0
18	18	シンガポール	15,864	12,076	31.4	34	29	17.2	225	144	56.3
19	22	スリランカ	12,430	9,133	36.1	82	53	54.7	157	116	35.3
20	19	ドイツ	12,390	11,945	3.7	180	190	▲ 5.3	428	465	▲ 8.0
世界全体			3,651,232	2,979,820	22.5	14,925	13,639	9.4	49,803	44,321	12.4

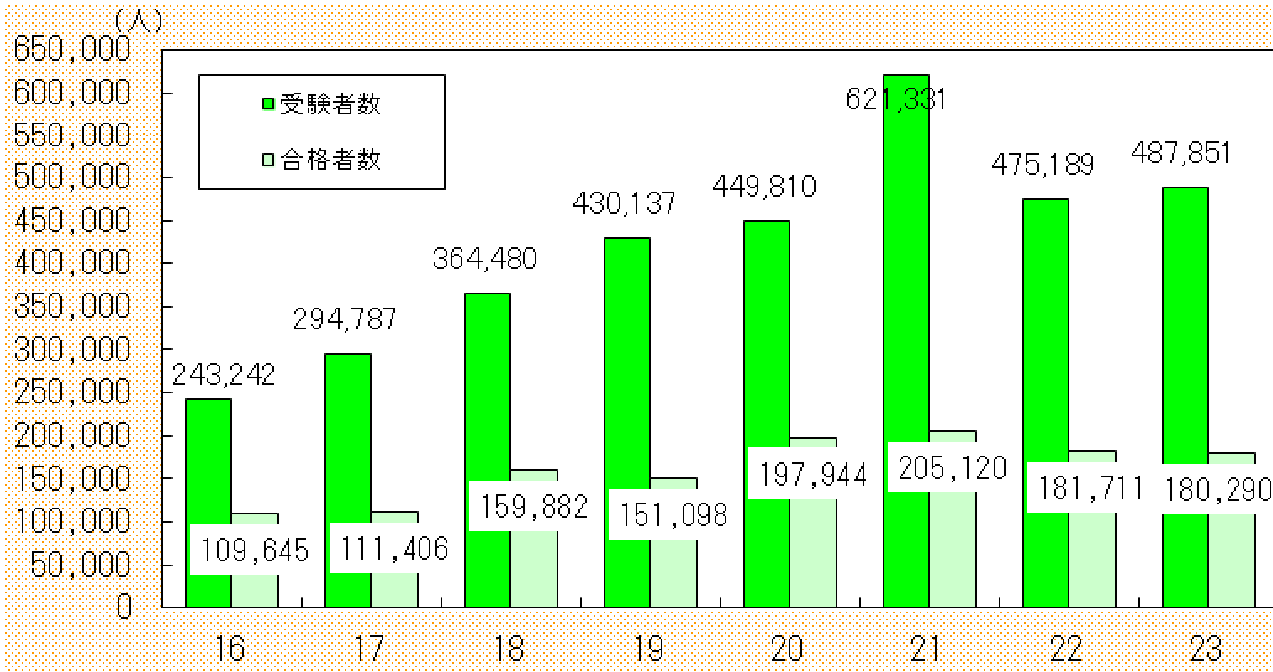
※ <台湾>の数値は（財）交流協会の調査による。

※出典（独）国際交流基金「海外日本語教育機関調査」



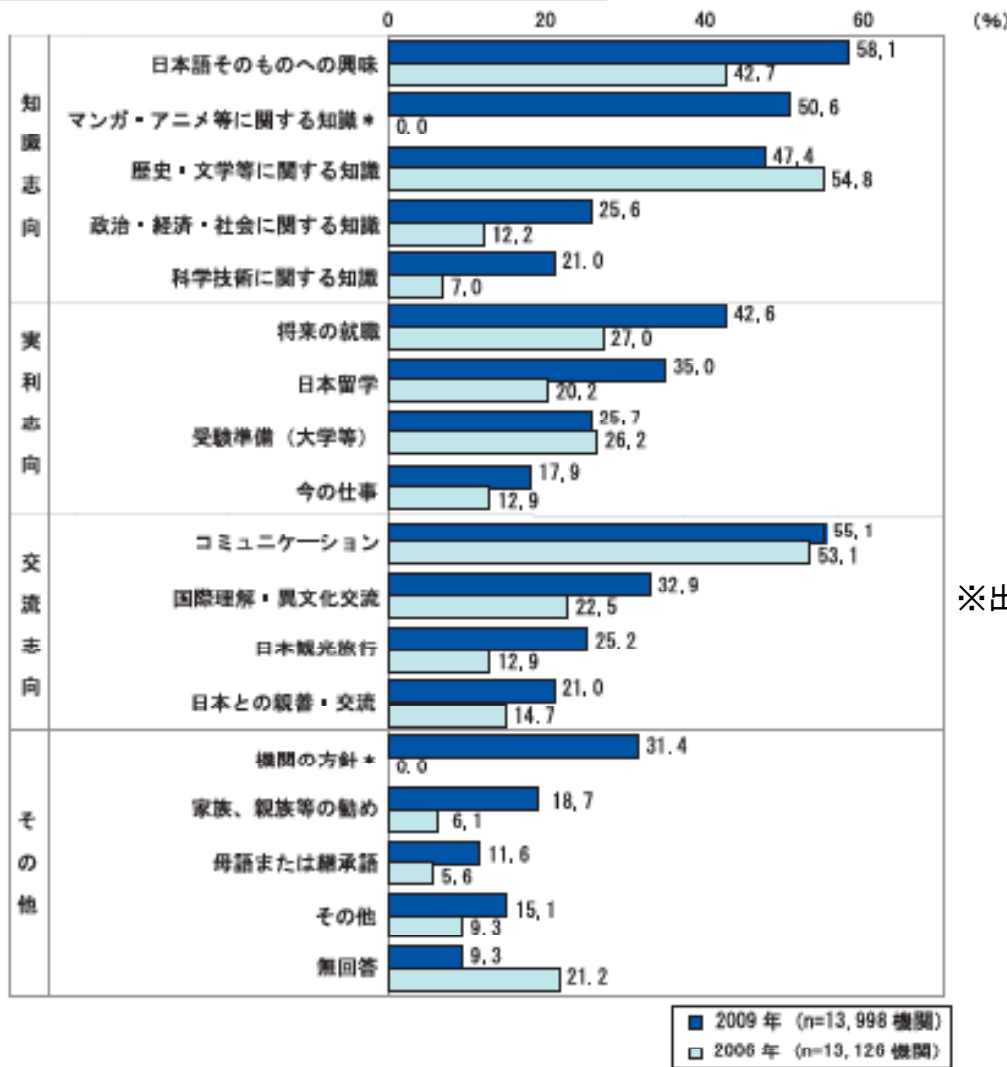
国外における日本語教育の推進について（2）

日本語能力試験受験者数、合格者数の推移



※H20年度まで年1回、
H21年度より年2回実施。
※出典：(独)国際交流基金

海外における日本語学習の目的



※出典：(独)国際交流基金「海外日本語教育機関調査」

* 2009年調査での新設項目

※ 選択肢の一部が異なるため、〈台湾〉の数値は含まない。

※ 2006年調査では項目の選択を「5つまで」としているが、2009年調査では数に限りをつけていない。2009年調査では新設項目もあり、単純には比較できない面もある。